

明治二〇年の主税局の外国租税論集一五巻及び 明治三五年～大正九年の東京税務監督局の内国税彙纂八一冊

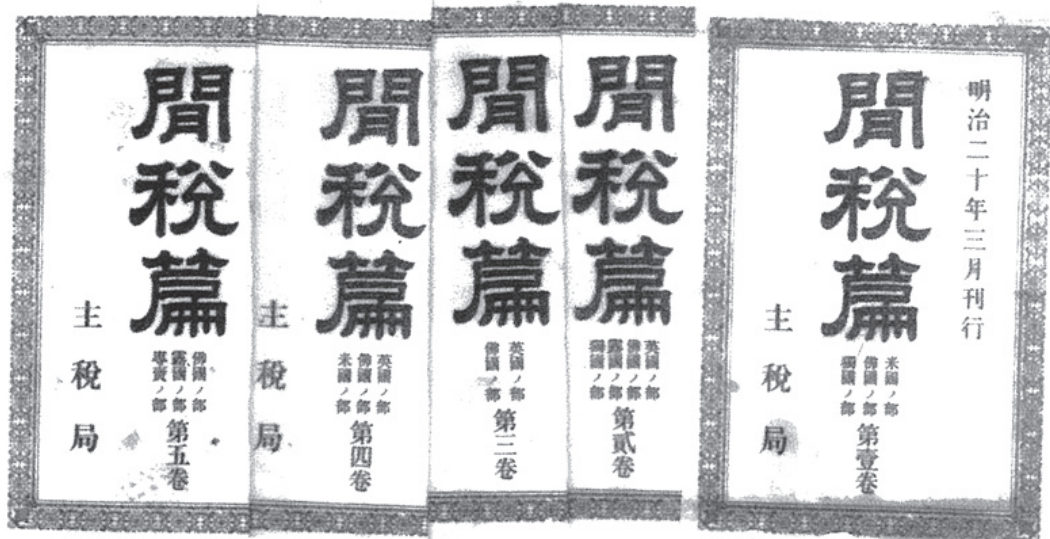
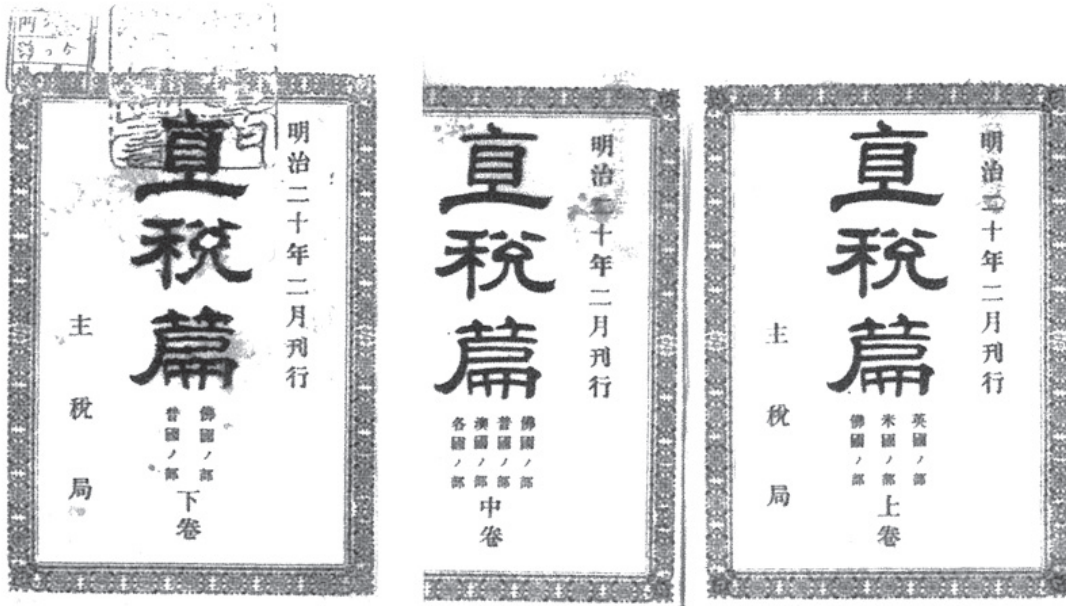
吉 牟 田 勲

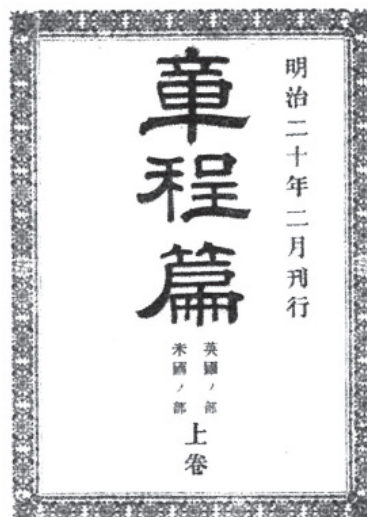
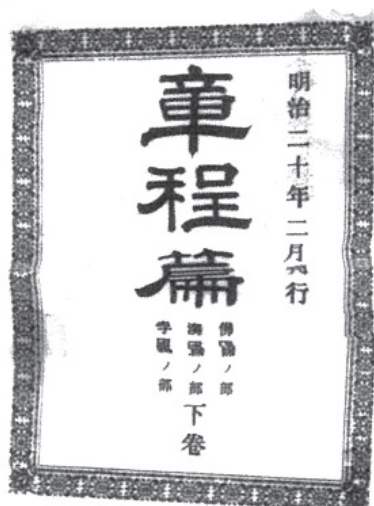
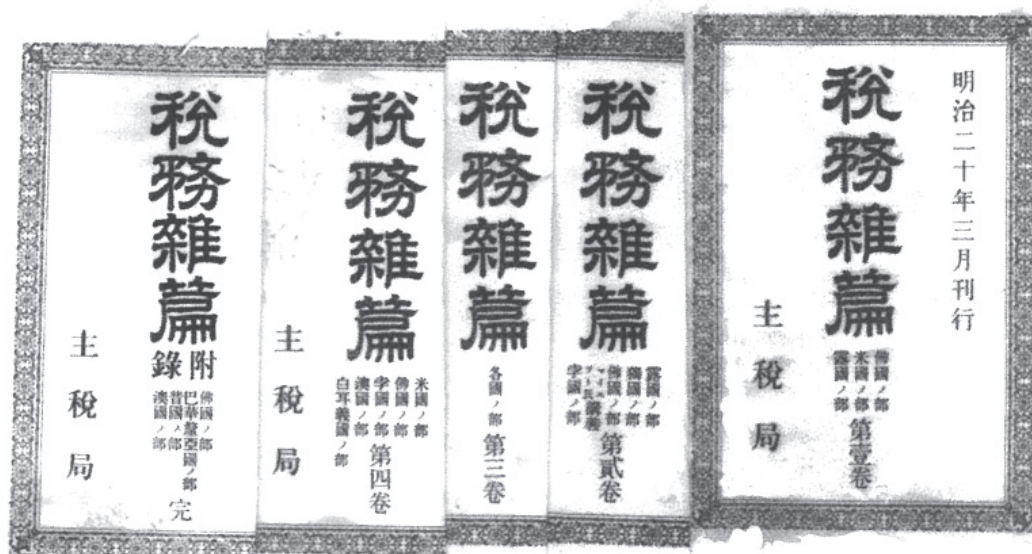
はじめに

外国租税論集とは、筆者が名付けた仮称であり、大蔵主税局が明治二〇年二月刊行した「直税編上中下巻、章程編上下巻、同年三月刊行した間税編第一巻～第五巻、税務雑編第一巻～第四巻及び附録（巻）の計一五巻、調査項目一二〇に及ぶ外国税法等の大翻訳集である。^①

そして、内国税彙纂とは、東京税務監督局が、明治三五年五月から大正九年六月までに発行した第一号から第七九号まで及び号外、索引を含めて八二冊の租税関係調査報告集であるので、いわば内国税時報である。

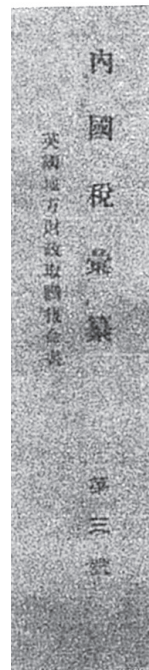
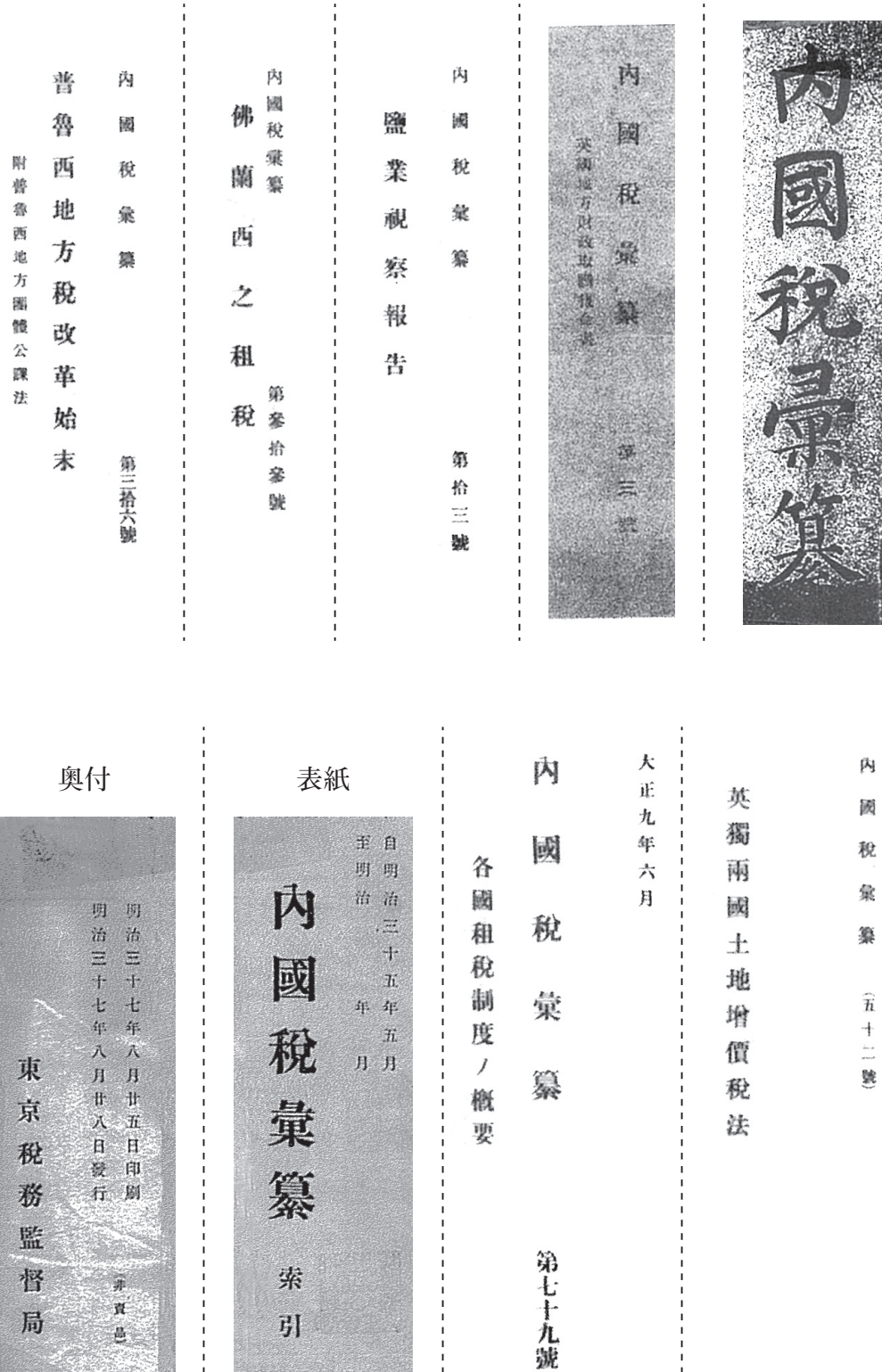
(一) 外国租税論集





（二）内国税彙纂

右端が第一号表紙であるが、その旨の表示はなく、奥付に編集兼発行者として東京税務管理（又は監督）局とある。



内 國 税 彙 纂
第拾三號

鹽 業 視 察 報 告

内 國 税 彙 纂
佛 蘭 西 之 租 稅
第參拾參號

内 國 税 彙 纂
第拾六號

普 魯 西 地 方 稅 改 革 始 末

附 普 魯 西 地 方 團 體 公 課 法

内 國 税 彙 纂
（五十二號）

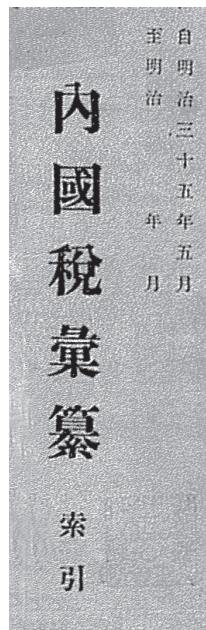
英獨兩國土地増價税法

大正九年六月

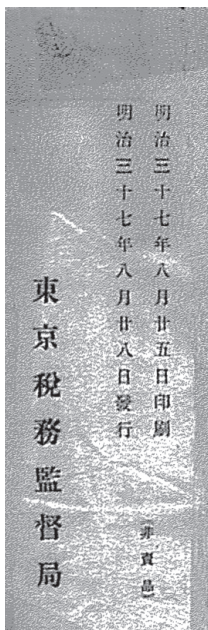
内 國 税 彙 纂
第七十九號

各國租稅制度ノ概要

表紙



奥付



内国税と名付けているのは、関税に対応する用語で、関税以外の国内税務の参考になる外国税法と外国税務や国内と国外の事業（塩業、製糖業、織物業、醸造業等）の調査・報告を意味している。実際に号数、頁数のほぼ半分は外国税法、税務に関するものであり、明治二〇年の外国税法、税務の調査の引継の部分もあるのである。

筆者が特に本稿で調べかつ書きたかったのは、前半の明治二〇年の方では、直税編と間税編は存在が知られ、研究もある程度行われてきたが、税務雑編と章程編は、存在すら余り知られず研究されていないこと、直税編や間税編も原著者名や出版地名、原著出版年月日や頁数も明らかなのに、それらに注意された研究がなかったためである。

後半の内国税彙纂の方では、何号まで発行されたか明らかでなく、調査・報告のテーマも、各調査・報告の量も五〇〇頁に達するものから五〇頁程度のものまであり、また一〇以上、五以上が関連する一連の調査・報告などいろいろなのに、これらに注目した研究などがなく明らかにしたかったためである。

このほか明治二〇年の「税務雑編附録巻」には、有名な「アレキサンダー・シーボルト訳のバーバリア国税法」六巻が全部含まれている。また、内国税彙纂には、号外として大蔵省主税局編『地租関係書類彙纂』が含まれており、この本は「明治初年以降本邦地租改正ニ関スル原議書類中其重要ナルモノヲ蒐集」、「後日後証ノ為メ」にしようとしたもので、「最重要の資料に属し、基本資料」と評価されている。

このようなことが、余り研究されていないので、明治二〇年の一五巻の外国租税論集と索引以外八一冊の「内国税彙纂」に掲載されている論文、法令の全部を明らかにし、そのうちの重要なものについて、検討し、その研究等の傾向等を分析したものが本稿である。

1 国名の表記

この大蔵省主税局の外国租税論集は、そのほとんどが明治直前と明治初年の書籍、法令の翻訳である。また、内国税彙纂も明治中期・大正中期の書籍・法令の翻訳が多い。その為に、外国の国名・人名・図書名・法令名が何回も出てくるが、それらの国の分割・連合等の為、同じ場所が色々の異なつた国名が用いられており、国名の漢字表記の文字が異なつたりしている。そこで国名・書名・人名表示については以下のように、カタカナ表記と漢字表記を平行して用いている。

次の一字または数個のカタカナで国を表している場合は、次による。⁽²⁾

李・魯又は普Ⅱプロイセン又はプロシア

噠Ⅱデンマーク

白Ⅱベルギー

那威Ⅱノルウェー

巴華釐亜Ⅱバーバリア

奥Ⅱオーストリア

匈Ⅱハンガリー

露又は魯Ⅱロシア

独Ⅱドイツ（プロイセン、オーストリア、バーバリア、サクソン等のすべてを含む場合）

この表示では、魯にはプロイセンとロシアが該当する場合が生ずるが、内容によりいずれの国かを判別してカタカ

ナを用いている。

2 人名・書名等の表記

人名は、主税局の外国租税論集や内国税彙纂でカタカナで表示しているものは、そのものを用いている。

書名は、外国租税論集では、原則として、その目次に表示している漢字やカタカナによるものをそのまま用いている。内国税彙纂もその用いているものによった。

なお、篇は、当用漢字の編に統一したほか、現在普通に用いられていない漢字は、日本人名を除き当用漢字に統一した。

第一 明治二〇年の主税局の外国租税論集

1 出版の概要

明治二〇年の主税局の外国租税論集とは、次の表で示すように、直税編、間税編、税務雑編、章程編の四つの編で全一五巻、項目数一二〇、総頁数六、四五七頁に及ぶものから成っている。⁽³⁾⁽⁴⁾

各巻は、仏国の部、英国の部のように、部別が表紙に記されているが、直税編の上・中・下巻どの巻にも、仏国の部があつたり、各国の部という部があつたりで、各巻により部の分け方が異なっている。そこで、この〇国の部の区分は重視せず、各編ごとに、仏国、英国と国ごとにまとめて検討している。

編 別	刊 行 日	巻の名称	各巻の頁数
直税編	明二〇・二	上、中、下	上三七〇、中四〇六、下二七三
間税編	明二〇・三	第一、二、三、四、五巻	(1)三三四、(2)二九一、(3)五一四、(4)四〇九、(5)三二九
税務雑編	明二〇・三	第一、二、三、四巻、附録	(1)五三八、(2)四八七、(3)五五五、(4)三六〇、(附録) 七二八
章程編	明二〇・二	上、下	上四九〇、下四八四

2 項目数及び頁数の編別、国名別の分布

主税局の明治二〇年一五巻の編別と、外国名別の項目数と、頁数を示せば、次の第1表の通りである。

なお、「項目数」とは、その掲載の対象となつた書籍、法令、論題（テーマ）の数であり、「頁数」とは、その項目ごとの翻訳や論述に費やされた一五巻の書籍の頁数である。

3 出版の主意

(1) 形式的主意

この出版の形式的主意は、論集各巻の巻頭に掲げられている主税局統計課の次の「出版主意」に述べられている。

出版主意

本書印刷ノ主意ハ税務参照ノ為メ、但ダ單ニ謄寫ノ勞ヲ活版ニ代ヘ、閲讀ノ急ニ備フルモノナレバ、固ヨリ字句ヲ

第1表 実数表（項目数及び頁数）

国	編	直 税 編	間 税 編	税務雑編	章 程 編	計
英 国	項目数 頁数	2 140	7 872	4 144	2 94	15 1,250
米 国		3 106	1 114	5 358	3 396	12 974
仏 国		7 248	31 500	12 909	4 222	54 1,879
独 国		9 533	3 53	10 727	7 262	29 1,575
露 国		—	3 260	2 200	—	5 460
白 国		—	—	1 117	—	1 117
瑞 国		—	1 68	—	—	1 68
各 国 比 数		1 20	—	2 114	—	3 134
計		22 1,047	46 1,867	36 2,569	16 974	120 6,457

細密ニ訂正、校合スルノ暇ナキガ故ニ、
行文中或ハ誤脱アルモ、本課ハ其責ニ任
セズ。看者之ヲ諒セヨ

主税局統計課

句読点、濁音は筆者が付した。

すなわち、印刷者及び校正者の責任回避
の弁である。「税務参照のため」、「閲読の
急に備え」、「謄写を活版に代えた」という
形式上の理由及び字句を細密に訂正、校合
する暇がなかったことを断わるもので、行
文中誤脱があつても、その責任は主税局統
計課では負わないことを言っているに過ぎ
ない。

(2) 出版の真の理由

明治二〇年の外国租税論集の一斉大量出

版の理由は、明治一八年一二月の内閣制度の実施後、明治二二年二月の大日本帝国憲法の発布を前に、諸法律、制度の整備、特に我が国租税制度の近代化と確立Ⅱ安定、例えば明治二〇年三月に所得税法の制定、同年七月の所得税法の実施を目前に控え、従来の主税局が行ってきた外国税制・税務書の翻訳と研究を集大成し、国内税制・税務の一層の整備に資することを目的としたものであろう。

4 外国租税論集の所在

全四編一五巻全部が備付けられているのは、財務省図書館である。戦後の「大蔵省文庫蔵書目録」の「三四五 租税」の四五頁、四八頁、五八頁に次のように掲げられている。

①直税編 主税局 明治二〇年 370, 406, 273P, 21cm（目録四五頁）

②税務雑編 主税局 明治二〇年 第一、二、三、四巻 附録 二冊合冊製本（目録四五頁）

（これは①と同じに書けば、頁数を538, 487, 555, 360, 728P, 21cmと書くはずである。）

③章程編 主税局 明治二〇年 480, 483P, 21cm（目録四八頁）

④間税編 主税局 明治二〇年 二冊（目録五八頁）

（これは①と同じに書けば、頁数を334, 291, 514, 409, 319P, 21cmと書くはずである。）

他には、税務大学の租税史料室に、ほぼ全部（一五巻中、間税編第五巻、直税編下巻を除く。）ある。また、大学向けWeb型図書館システム（NACSIS-CAT）所蔵情報には、直税編全三巻、間税編全五巻、税務雑編全五巻（四巻と附録）、章程編全二巻が掲げられている。

所蔵情報として、東北大学図書館及び同志社大学図書館には、間税編全五巻、同志社大学図書館には、税務雑編全五巻、一橋大学図書館には、章程編全二巻所蔵の情報も付されている。

5 各国・各編の分布の検討

(1) 第1表（実数表）による分析

第1表（一七一頁）は、各国、各編に掲載されている項目の実数と使われた頁数の実数である。全四編が一二〇項目に分けて取り上げられ、総頁数が六、四五七頁である。

1) 直税編は二三項目、計一、〇四七頁ある。項目数では、独国一位、仏国二位、米国三位、英国四位である。頁数では、独国五三三頁が一位、仏国二四八頁が二位、英国一四〇頁が三位、米国一〇六頁が四位で、項目数の順位と三位と四位が逆転していることが注目される。

2) 間税編は四六項目、計一、八六七頁である。項目数では、仏国一位、英国二位、独国と露国が三位、米国と瑞国が五位である。頁数では、英国八七二頁が一位、仏国五〇〇頁が二位、露国二六〇頁が三位、米国一一四頁が四位、瑞国六八頁が六位、独国五三頁が七位であり、項目数順位と相当異なっている。これは、厚い一冊の本と短い税法の数の違い等によるものであろう。

3) 税務雑編は三六項目、計二、五六九頁である。項目数では、仏国一位、独国二位、米国三位、英国四位、露国五位、白国六位である。頁数では、仏国九〇九頁が一位、独国七二七頁が二位、米国三五八頁が三位、露国二〇〇頁が四位、英国一四四頁が五位、白国一一七頁が六位である。四位と五位の英国と露国が逆転しているだけで、項目数

と頁数の順位は、ほぼ一致している。

4) 章程編は一六項目、計九七四頁である。項目数では、独国一位、仏国二位、米国三位、英国四位であるが、ページ数は米国一位（三九〇頁）、独国二位（二六二頁）、仏国三位（二二三頁）、英国四位（九四頁）である。その内容は、税務官吏の採用配置、等級等の人事、大蔵省や税務官庁の組織、事務規律等であり、この四国がこれらを詳しく決めているので、その細部が研究されている。

(2) 第2表（国別比率表）による分析

次に国別又は編別に、どういふことに重点をおいて、調査、研究されたかを、国別比率表と編別比率表で分析したものが、次の第2表と第3表である。

第2表では、各編の国別の構成比を第1表から算出して比較検討している。

ここでは、まず国別のウェートを項目数と頁数の構成比により比較・分析する。

1) 直税編では、頁数構成比は、第一位独国五〇・九%、第二位仏国二三・七%、第三位英国一三・四%、第四位米国一〇・一%である。独国が直税編頁数の約一／二、仏国が約一／四で両国だけで七割以上を占めている。

2) 間税編では、ページ数構成比は、第一位英国四六・七%、第二位仏国二六・八%、第三位露国一三・九%、独国二・八%である。英国が間税編頁数の約一／二、仏国が約一／四で、両国だけで七割以上を占めている。

3) 税務雑編では、ページ数構成比は、第一位仏国三五・四%、第二位独国二八・三%で、仏国がこの総頁数の一／三強、独国が一／三弱で、両国だけで、六割以上を占めている。

4) 章程編では、ページ数構成比は第一位米国四〇・六%、第二位独国二六・九%、第三位仏国二二・八%、第四

第2表 国別比率表（項目数及び頁数）

国	編	直 税 編 %	間 税 編 %	税務雑編 %	章 程 編 %	計 (平均) %
英 国	項目数 頁数	9.1 13.4	15.2 46.7	11.1 5.6	12.5 9.7	12.5 19.4
米 国		13.6 10.1	2.2 6.1	13.9 13.9	18.8 40.6	10.0 15.0
仏 国		31.8 23.7	67.4 26.8	33.2 35.4	25.0 22.8	45.0 29.1
独 国		40.9 50.9	6.5 2.8	27.8 28.3	43.7 26.9	24.2 24.4
露 国		—	6.5 13.9	5.6 7.8	—	4.2 7.1
白 国		—	—	2.8 4.6	—	0.8 1.8
瑞 国		—	2.2 3.7	—	—	0.8 1.1
各 国 比 数		4.6 1.9	—	5.6 4.4	—	2.5 2.1
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

位英国九・七％である。米国はこの総頁数の四割、独国が三割弱で、両国だけで七割弱を占めている。

5) 四編全体では、ページ数構成比は、第一位 仏国二九・一％、第二位 独国二四・四％、第三位 英国一九・四％、第四位 米国一五・〇％、第五位 露国七・一％と各国税制の当時の発展段階や立法状況に応じた常識的な参考順位、分量となっていると言えよう。

(3) 第3表（編別比率表）による分析
次に、各国編別の構成比を主として頁数により分析する。

1) 英国は、①間税編六九・八％、②税務雑編一一・五％、③直税編一一・二％、④章程編七・五％の構成比となっている。間税編の比率が圧倒的に大きく、税務雑編と

第 3 表 編別比率表 (項目数及び頁数)

国	編	直 税 編 %	間 税 編 %	税務雑編 %	章 程 編 %	計 %
英 国	項目数 頁数	13.3 11.2	46.7 69.8	26.7 11.5	13.3 7.5	100.0
米 国		25.0 10.8	8.3 11.7	41.7 36.8	25.0 40.7	100.0
仏 国		13.0 13.2	57.4 26.6	22.2 48.4	7.4 11.8	100.0
独 国		31.0 33.8	10.4 3.4	34.5 46.2	24.1 16.6	100.0
露 国		—	60.0 56.5	40.0 43.5	—	100.0
白 国		—	—	100.0 100.0	—	100.0
瑞 国		—	100.0 100.0	—	—	100.0
各 国 比 数		33.3 14.9	—	66.7 85.1	—	100.0
計 (平均)		18.3 16.2	38.4 28.9	30.0 39.7	13.3 15.1	100.0

直税編が同様の一割強となっている。各編の項目数の順序も同じである。これは、もともと古典的な資本主義の本格的蓄積期の段階の国の割合であると言えよう。

2) 米国は、①章程編四〇・七%、②税務雑編三六・八%、③間税編一一・七%、④直税編一〇・八%である。しかし項目数での構成比の順序は、①税務雑編四一・七%、②直税編二五・〇%、③章程編二五・〇%、④間税編八・三%となっており、この方が新しい国の傾向をよりよく示していると思われる。

3) 仏国は、①税務雑編四八・四%、②間税編二六・六%、③直税編一三・二%、④章程編一一・八%となっている。しかし項目数での順序は、①間税編五七・四%、②税務雑編二二・二%、③直税編一三・〇%、

④ 章程編七・四％となり、一位と二位が逆転している。個別物品の消費税法が独立した形となっているので、項目数の順位がより実状に近く、全項目の四五・〇％、全頁数の二九・一％を仏国が占め、共に第一位である。

4) 独国は、① 税務雑編四六・二％、② 直税編三三・八％、③ 章程編一六・六％、④ 間税編三・四％である。地租（土地評価制度を含む。）が税務雑編に含まれているため、このような結果になっていると思われる。遅れて出発した近代国家として日本の参考になる税制も多かったであろう。

5) 露国、白（ベルギー）国、瑞（スイス）国、これら各国の構成比率は四編のうちの二編又は一編についてしかない。露国の間税編五六・五％は、酒類税と公証人規則と煙草税であり、税務雑編四二・五％は、統計原理、地価評定法である。

白（ベルギー）国は、会計法令布達集のみであり、瑞（スイス）国は、煙草税についてのみである。

6 外国租税論集細目録

一 直税編（明治二〇年二月）

(1) 上巻

（英国の部）

- 1 英国地租弁 一八七〇年 ロンドン刊行 M・A・ホールデン著 P1～120 原書名 ランド・タックス
- 2 英国租税局長統計年報 一八七〇年 ロンドン刊行 官版 P121～140 原書名 レポート オブ ザ コ

ミッシヨナルス オブ イングランド レベニュー

（米国の部）

3 米国税律令 歳入税 一八六七年 ロンドン刊行 官版 P141～151 原書名 ザ・インターナル・レベニュー・オブ・ユナイテッド・ステート抄訳

4 北米合衆国カリホルニア州法律大全 一八七二年刊行 G・H・ヒッテル編 P152～201 原書名 ゼネラル・ローズ・ザ・ステート・オブ・カリフォルニア

5 北米合衆国マサチューセツト州律令 刊行年未詳 リチャルドソン・サンゲル両氏著 P201～246 原書名 ゼネラル・ローズ・ザ・ステイト・オブ・マサチューセツト

（仏国の部）

6 仏国直税編 一八八一年 パリ刊行 モーリス・ブロック著 P247～368 原書名 ディクシヨンネール・ドゥ・ラドミニストラシヨン・フランゼーズ

（2） 中巻

（仏国の部）

1 仏国営業税則 モーリス・ブロック著 刊行年・原書名は〔直税編上巻〕に同じ P1～18
（プロシア国の部）

2 普国營業税規則 一八八四年 シュワン刊行 グロテフェント編 P19～150 原書名 ゲゼツ・ウント・フ
エルオルトマンケン・フュア・プロイセント・ドイツラント抄訳

(オーストリア国の部)

3 澳国直税便覧 一八七四年 ラウプチヒ刊行 ヨハンモリッ・シユルップ著 P151～276 原書名 システマ
ティッシェス・ハントブッフ・デル・ジレクテンストイエル抄訳

1) 澳国職業税 P277～308

2) 澳国家屋税・家賃税・建物等級税則 P309～364

3) 澳国所得税 P365～372

4) 澳国地税抜抄 P373～376

5) 澳国直税法罰則 P377～386

(各国の部)

4 各国營業税摘要 一八六六年 シュットガルツト及びライプチヒ刊行 エトプハイフェル著 P387～406 原
書名 ジー・スタアッアインナーメン抄訳

注) 各国とは、仏国、澳国、伊国、ロシア国、プロシア国、ウユルテンプルグ国、バイエルン国、バーテン
国、サクソン国である。

5 北米合衆国マサチューセツト州律令 刊行年未詳 リチャルドソン・サンゲル両氏著 P232～246 原書名
ゼネラル・ローズ・ザ・ステイト・オブ・マサチューセツト

（仏国の部）

- 6 仏国直税編 モーリス・ブロック著 原書名・刊行年は「直税編上級」に同じ P247～368

(3) 下巻

（仏国の部）

- 1 仏国営業免許税則 モーリス・ブロック著 刊行年・原書名は「直税編上巻」に同じ P1～11
2 仏国不転財産税法 著者・刊行年・原書名は1に同じ P12～14
3 仏国車馬税法 著者・刊行年・原書名は1に同じ P15～21
4 仏国度量衡検査規則 著者・刊行年・原書名は1に同じ
5 仏国鉱山規則 著者・刊行年・原書名は1に同じ P61～108

（プロシア国の部）

- 6 普国地税規則 シュワン刊行 グロテフエント編 刊行年・原書名は「直税編中巻」に同じ P109～189
7 普国家屋税規則 著者・刊行年・原書名は6に同じ P190～273

二 間税編（明治二〇年三月）

(1) 第一巻

（米国の部）

1 米国内国税法 一八七九年 ワシントン刊行 官版 原書名 インターナール・レベエニユー・ロー抄訳
P1～36

(仏国の部)

- 2 仏国間税編 パリ刊行 モーリス・ブロック著 P37～78 刊行年・原書名は「直税編上巻」に同じ
- 1) 仏国動産貨格税則 P79～92
- 2) 仏国書入質入税則 P93～104
- 3) 仏国脂質税則 P105～118
- 4) 仏国油税則 P119～124
- 5) 仏国紙類税則 P125～144
- 6) 仏国石鹼税則 P145～150
- 7) 仏国塩税則 P151～164
- 8) 仏国酢税則 P165～172
- 9) 仏国砂糖税則 P173～200
- 10) 仏国シコレー税則 P201
- 11) 仏国内国渡航税則 P202～214
- 12) 仏国海外渡航税則 P215～224
- 13) 仏国舟車営業税則 P225～252

- 14) 仏国集会税則 P253～254
- 15) 仏国玉突税則 P255～258
- 16) 仏国貧民救助税則 P259～264
- 17) 仏国振出小切手規則 P265～268
- 18) 仏国駅通規則 P269～310
- 19) 仏国文案税則 P311～314
- 20) 仏国旅行免状規則 P315～320
- 21) 仏国骨牌税法 P321～326

(独国の部)

- 3 独国骨牌印税 一八七八年 シュワン刊行 グローテフェン編 P327～328 原書名 ゲゼエツ・ウント・フェルオルトマンゲン・フル・プロイセン・ウント・ドイツランド

(2) 第二卷

(英国の部)

- 1 英国雑税官必携・酒精税則 一八六五年 ロンドン刊行 ベートマン編 P1～76 原書名 マニュアル・オブ・ザ・エキササイス・オフィサー

(仏国の部)

2 仏国飲料税則 パリ刊行 モーリス・ブロック著 P77～128 刊行年・原書名は「直税編上巻」に同じ

3 仏国飲料税検査法 P129～140 原書名・刊行年は、2に同じ

4 仏国蒸溜酒税徴収法 P141～154 原書名・刊行年は2に同じ

(露国の部)

5 露国酒類税則 一八五七年 彼得保(ペテルブルグ)刊行 官版 P155～275 原書名 ピテヌイ・ウスターフ

(独国の部)

6 独逸国醸造麦芽税 一八六八年 シュワン刊行 グローテフェン編 P277 原書名は、「直税編中巻」に同じ

(3) 第三巻

(英国の部)

1 英国印税規則 一八七一年 ロンドン刊行 テイー・ビー・ヴェーチェル著 P1～438 原書名 スタンプ
ダーケース

(仏国の部)

2 仏国印税規則 モーリス・ブロック著 P439～511 刊行年・原書名は「直税編上巻」に同じ

(4) 第四巻

(英国の部)

1 英国歳入及び商業提要 金銀器飾規則 一八七六年 ロンドン刊行 ジー・ヂー・ハム著 P1~44 原書名
レベニュー・アンド・マーカントイル・ワド・マーカン

2 英国雑税官必携・金銀器規則 一八六五年 ロンドン刊行 ベートマン著 P45~58 原書名 マニユアー
ル・オブ・エキササイズ・オフィサー

3 英国印紙税則及び罰則集 器飾印紙税則 一八七四年 ロンドン刊行 デー・シー・クリフヒッス著 P59~
62 原書名 ア・ダイジェスト・オブ・ザ・スタンプ・デユテイ・アンド・オブ・ザ・デユティレアル・デサ
イションズ

4 英国金銀匠記標編 一八七五年 ロンドン刊行 ウイリアム・チャップフェル著 P63~358 原書名 ハー
ル・マークス・オン・プレート

(仏国の部)

5 仏国金銀器具保護局規則 パリ刊行 モーリス・ブロック著 P359~398 刊行年・原書名は〔直税編上巻〕
に同じ

(米国の部)

6 米国税律令・金銀器飾課税ノ部 一八六七年 ワシントン刊行 官版 P399~405 原書名 ザ・インターナ
ル・レベニュー・オブ・ユナイテッド・ステート

(5) 第五卷

(仏国の部)

1 仏国登記税法 パリ刊行 モーリス・ブロック著 P1～46 刊行年・原書名は「直税編上巻」に同じ

(露国の部)

2 露国公証人規則 一八七六年 モスクア刊行 官版 P47～86 原書名 オブ・ウストロイスツェ・ノタリ
アーリイ・チャースチー

(専売の部)

3 仏国煙草専売法 パリ刊行 モーリス・ブロック著 P87～110 刊行年・原書名は「直税法上巻」に同じ
4 オーストリア国煙草専売法 一八八〇年 ウィン刊行 イスチン・フロンスキイ著 原書名 フィイナント・
イン・オステルライヒ抄訳 P111～140

5 スイス国煙草課税論 刊行年・著者・原書名共に未詳 P141～208

6 仏国火薬及び硝石規則 パリ刊行 P209～220 著者・刊行年・原書名は1に同じ

7 仏国櫛付木税則 同上 P221～232

8 露国煙草税法 刊行年未詳 官版 原書名未詳 P233～319

三 税務雑編（明治二〇年三月）

(1) 第一卷

（仏国の部）

- 1 仏国租税総（纂）論 一八六七年 パリ刊行 エスキルウ・ド・パリウ著 P1～290 原書名 トレーター・デ・ザムポー

（英国の部）

- 2 合衆王国税法沿革史 一八七〇年 ロンドン刊行 ノーブル著 P291～420 原書名 クイン・タックス（露国の部）

- 3 露国統計原理 一八七五年 ペテルスブルグ刊行 イワノフスキー著 P421～536 原書名 スタチースチカー

(2) 第二卷

（露国の部）

- 1 露国地価評定法 一八六二年 ペテルスブルグ刊行 ヤコブ・ヨンソン著 P1～82 原書名 ブラウイーラ・オッエンキー・セリスコ・ハジヤイスツウエンヌイフ・ゼメーリ

（独国の部）

2 独国地租台帳地図並びに帳簿改正 一八八二年 ベルリン刊行 官版 P83～262 原書名 エルネウエルンク・デルカルテン・ウント・ビユツヘル・デス・グルンドストイエル・カタステルス

(仏国の部)

3 仏国地籍調査規則 一八八一年 パリ刊行 モーリス・ブロック著 P263～284 原書名は「直税編上巻」に同じ

4 仏国土地所有権転移済地籍台帳面改正前地租徴収法(同上) P285～317

(ベルギー国の部)

5 ベルギー国地籍帳保存規則 一八七七年 ブリュッセル刊行 官版 P318～434 原書名 レーグルマン・シュール・ラ・コンセルバシヨン・デュ・カダストル

(マイエット講義筆記)

6 地租改正問答 P435～460

(プロイセン国の部)

7 プロイセン国収税官規則 地租収入官事務章程 官版 P461～487 刊行年・著者・原書名共未詳

(3) 第三卷

(各国の部)

- 1 米国大蔵卿年報 一八八四年 ワシントン 官版 P 1～48
- 2 米国租税局長報告書 一八七五年 ワシントン 官版 P49～142
- 3 仏国入市税則 一八八一年 パリ刊行 モーリス・ブロック著 P143～208 原書名は「直税編上巻」に同じ
- 4 英仏独府県税 刊行年・著者・原書名共に未詳 P209～222
- 5 プロイセン国地方税法 官版 同上 P223～238
- 6 合衆王国(英国)内国税表 官版 同上 P239～270
- 7 米国諸税率納期略表 官版 同上 P271～278
- 8 仏国諸税率納期略表 パリ刊行 モーリス・ブロック著 P279～300 刊行年・原書名は「直税編上巻」に同じ
- 9 仏国間税罰則 同上 P301～316
- 10 仏国罰金規則 同上 P317～318
- 11 英国雑税官必携・税法違反者処刑の件 一八七〇年 ロンドン刊行 ベートマン編 原書名は「間税編第二巻」に同じ P319～328
- 12 各国租税抜粋書 刊行年・著者・原書名とも掲載せず P329～416
 - 1) 家屋税を課する国
 - 2) 所得税を課する国
 - 3) プロシア国所得税徴収法

4) 仏国分頭税・伊国分頭税・米国人頭税・独国人頭税など

5) 家屋税の非理なること、その他

13 大英国法令 漁業の部 一八七三年 ロンドン刊行 官版 P417～516 原書名 イングリス・スタチュート

14 仏国海上漁獵規則 パリ刊行 モーリス・ブロック著 P517～534 刊行年・原書名は「直税編上巻」に同じ

15 仏国河川漁獵規則 同上 P535～555

(4) 第四卷

(米国の部)

1 米国内国税法・付録規則 一八七九年 ワシントン刊行 官版 P1～44 原書名 インターナル・レベル
ニュー・ロー

2 ニューヨーク商法会所条例 一八七八年 ニューヨーク刊行 著者名未詳 P45～78 原書名 チャーター・
アンド・バイロー・オブ・ニューヨーク・プロヂエフ・エクスチエンヂ

(澳国の部)

3 オーストリア国ウイン府相場会社規則 ウイン刊行 シーエン著 P79～172 原書名 ウインネル・ベール
セ・オールドヌンク

(仏国の部)

4 仏国官省簿記規則 パリ刊行 モーリス・ブロック著 P173～224 刊行年・原書名は「直税編上巻」に同じ

5 仏国倉庫規則 同上 P225～236

(ベルギー国の部)

6 ベルギー国会計法令布達類集 一八六八年 ブリュッセル刊行 官版 P237～308 原書名 ルクイユ・デ・ロア・エ・アレチー・ルラチーフ・アラ・コンタビリティ・ピユウブリック

(プロシア国の部)

7 プロシア国租税強徴法 一八五八年及び一八六七年布告 P309～360

(5) 付録 (巻)

(仏国の部)

1 仏国財政論 一八七七年 パリ刊行 ペー・エル・ボリユー著 原書名 シャンス・デ・フィナンス P1～352

(バアバリア国の部)

2 バアバリア国税法 一八六三年 ウェルツブルグ刊行 オーストリア国シイボルト氏訳 原書名 ストイエル・ゲゼーツ

(普国の部)

3 プロシア国分等税及び分等収入税規則 刊行年・著者・原書名共不詳 P565～686

4 プロシア国所得税徴収法 刊行年・著者・原書名共不詳 P687～722

(澳国の部)

- 5 オーストリア国税滞納処分法 一八七五年 ヨハン・モリッツ・クルップ及びリッテル・フォン・クロナツ共著 オーストリア国直税書中抄訳 P723～728

四 章程編(明治二〇年二月)

(1) 上巻

(英国の部)

- 1 英国租税官必携・租税官採用規則 一八六五年 ロンドン刊行 ベートメン編 P1～28 原書名 マニュアル・オブ・エキサイス・オフヒサール

- 2 英国歳入税及び住家税収税官心得 一八七〇年 ロンドン刊行 官版 P29～94 原書名 インカム・タックス・アンド・インハビテット・ハウスデューティ

(米国の部)

- 3 北米合衆国マサチューセッツ州法律大全・郡区法の部 一八七六年 リチャルドソン編 P95～158 原書名ゼネラル・ロー・オブ・セー・ステート・マサチューセッツ

- 4 合衆国租税官章程 官版 P159～222

- 5 米国税法則提要 官版 P223～490

(2) 下巻

(仏国の部)

1 仏国大蔵省事務章程並びに組織 一八八五年 パリ刊行 ジョサー著 P1～152 原書名 ミニステル・
デ・フィナンス抄訳

2 仏国中央大蔵省組織 官版 P153～183

3 仏国主税官吏配置法並びに等級 官版 P184～196

4 仏国徴税官職制及び事務章程 官版 P197～222

(独国の部)

5 オーストリア国財政官庁組織 一八八〇年 ウイン刊行 イチスン・フロンスキイ著 P223～263 原書名
フィナンツ・イン・オステルライヒ抄訳

6 租税事務要覧 官版 P264～272

7 プロイセン国大蔵省組織 一八八一年 ライプツヒ刊行 シュリッヒ著 P273～326

8 プロイセン国郡収税吏事務規程 官版 P327～344

9 プロイセン国官省録抄訳 官版 P345～372

10 プロイセン国租税官吏規則 官版 P373～440

11 プロイセン国官省録抄訳 オスト・プロイセン州職員 官版 P441～484

7 直税編の検討

(1) 直税編の構成

直税編三巻は、国別や直税に属する税目別にも並べてないが、これを国別に整理すると次のようになる。

①英国：地租（上巻1）と租税局長統計年報（上巻2）

②米国：国税の歳入税（上巻3）と地方税の分頭税（上巻4）及び財産税（上巻5）

③仏国：不動産税、人別動産税、門窓税（以上は上巻6）と営業税（中巻1）及び営業免許税、不転財産税、車馬税、度量衡検査規則、鉱山規則（下巻1～5）

④プロシア国：営業税（中巻巻3）と地税及び家屋税（下巻6、7）

⑤オーストリア国：地税（一般・特別）、職業税、家屋税、家賃税、建物等級税、所得税、地価の評価、これらの税の罰則（中巻3～8）

⑥各国（仏、オーストリア、イタリア、ロシア、プロイセン、ヴェテルブルグ、バイエルン、バーデン、サクソン）：営業税（中巻7）。仏、プロイセンは、中巻1、2と重複している。

(2) 直税編の主要論文の検討

①英国地租弁（上巻1）：英国の地税の沿革、地税規則（課税される財産や免除される人又は事物、官職、賦課徴収規則）が説明されており、一八七〇年（明治三年）のM. A. ボールデンの二二〇頁に及ぶ書籍の翻訳である。

②英国租税局長統計年報（上巻2）：一八七〇年（明治三年）の租税局長の統計年報の翻訳書である。

同書は明治一四年に大蔵省から出版の横尾平太訳の合衆王国内国税年報（一九五六～一九六九年）の編集書で、

五二〇頁の大冊の一部である。

なお、税務雑編第三巻には「1 米国大蔵卿年報（一八四〇年度）」と「2 米国租税局長報告」が収録されている。わが国の「主税局統計年報書」は、明治九年から明治・大正・昭和―国税庁が昭和二四年に創設されてからは国税庁統計年報書として、これらを参考にして充実したものが、公表されている。

③ 仏国財政論（上巻6）：仏国の財政学者モーリス・ブロックの「フランス行政辞典」の翻訳である。一八八一年（明治一四年）に発行された本書は、直税編のみでなく他の三編でも何回も翻訳、引用されている。ここでは、フランス直税の不動産税、人別動産税、門窓税の賦課、請願、支払、追加徴収、直税に関する費用、直税中央局及びその役員について、二二四頁を費やして述べている。

④ 営業税則と各国比較（中巻1、2、9）：仏国は、モーリス・ブロックの③で述べた「フランス行政辞典」の翻訳で、プロシア国はグロテフェント編の「プロシアの法令」（一八八四年、明治一七年）の翻訳、仏、澳、伊、独の各国（フランス、オーストリー、バイエルン、サクソン等）については、エトプバイフェルの「各国国内法規要覧」（一八六六年、慶応二年）の抄訳である。

⑤ 澳国直税便覧（中巻3）：一八七四年（明治七年）のヨハンモリツ・シエルツプ著の「直接税の体系的案内」の翻訳で、オーストリア国の直税（直税の意義、直税税務の機関（中央局、地方局、区局）、一般地税及び特別地税（地税簿と地価決定の手続）、職業税、家屋税（家賃税、建物等級税）、所得税、直税法罰則について、詳細に二三六頁にわたって述べられている。

⑥ プロシアの地税規則と家屋税規則（下巻6、7）：④で前述した一八八四年（明治一七年）のグロテフェント編の

「プロシアの法令」の翻訳である。両規則で一六五頁にわたり、プロシアの地税と家屋税について、詳しく述べられている。

8 間税編の検討

(1) 間税編の構成

間税編五巻は、国別や間税に属する税目別にも述べていないが、これを国別に整理すると次のようになる。

① 英国…印税規則（三巻1）と英国才入及び商業提要・金銀器飾規則、雜税官必携・金銀器飾規則、印紙税則及び罰則集、金銀匠記標編（四巻1～4）

② 米国…内国税法・第二編賦税及び収税の部（一卷1）、税律令・金銀器飾課税の部（四巻6）

③ 仏国…佛国間税編、動産資格税則、書入質入税則、脂質税則、油税則、紙類税則等の全部で二に及ぶ個別消費税法（一卷2～22）及び飲料税法、飲料税検査法、蒸溜酒税徴収法（二巻1～3）並びに印税規則（三巻2）及び金銀器具保護局規則（四巻5）並びに登記法及び煙草専売法並びに火薬及び硝石規則並びに摺付木税則（五巻1、3、6、7）

④ 独国（プロシア、オーストリア等）…骨牌印税（一卷24）及び醸造麦芽税（二巻6）並びに墺国煙草専売法（五巻4）

⑤ 露国…酒類税則（二巻5）及び公証人規則並びに煙草税法（五巻2、8）

⑥ スイス国…煙草課税論（五巻5）

（2）間税編の主要論文の検討

①英国印税規則（三巻1）：一八七一年（明治四年）のT. B. ヴェーチエル著の印税規則を課税方式（従価税と貼用印紙）、課税書類（約定証書、銀行紙幣、為替手形、金銭借用証書、免許証書、譲渡証書、委任状、資産交換証書等）別に、しかも、ケースごとに、印税規則の条を組み直し、課否の別等を詳述した四三八頁に及ぶ大冊である。

②仏国間税編及び油・紙・石鹼・塩・砂糖・集会・玉突・文案・骨牌税等（二巻2～22）：直税編の主要論文③と同じモーリス・ブロックの明治一四年の「フランス行政辞典」の翻訳である。フランスの間税行政の組織人事、間税の徴収、訴訟、罰則から、脂質税と油税、紙類税等の個別の物品や、内国・外国の渡航税、玉突税、貧民救助税、文案税、骨牌税等の個別のサービス等の二一の間税税則を詳説し、二九〇頁に及んでいる。

別に同著者の同じ「行政辞典」の飲料税、飲料税検査法、蒸溜酒税徴収法（二巻2、3、4）も説明している。さらに同辞典の印税規則（三巻2）の部分を七五頁を費やして説明している。

また、登記税法（五巻1）も同辞典によって説明し、さらに、煙草専売法並びに火薬及び硝石規則と摺付木規則（五巻3、6、7）も同書を用いて説明している。間接税先進国フランスの多くの個別間税がこの時全般的にわが国に紹介されたと言えよう。

③独国骨牌印紙税（二巻24）及び醸造麦芽税（五巻6）：直税編（下巻6、7）と同じグロテフェント編の「プロシアの法令」（明治一七年）によって、簡単に述べられている。また、澳国煙草専売法（五巻4）は、一八八〇年（明治一三年）のイスチン・フロンスキ著の「オーストリア国の財政」の該当部分の抄訳である。ドイツは間税では、この二論稿のみであり、大して参考にしたものはないと言えよう。

④露国酒類税則（二巻5）：一八五七年（安政四年）の官版の「酒類税則」の翻訳である。酒類税徴収事務所、酒造場の酒造飲料税の徴収、飲料販売、犯則者に対する罰料及び処分法等が一二三頁にわたって説明されている。

また、露国公証人規則（五巻2）は、一八七六年（明治九年）の官版である。公証事務の構成や公証人長の事務取扱権限、公証人の費用、不動産譲渡証書税について、四〇頁を費やして述べている。

このほか、露国煙草税（五巻8）が、官版であるが刊行年不詳として、一五三頁にわたり、煙草業並びに煙草税、煙草税事務、罰則並びに裁判について述べられている。

⑤スイス国煙草課税論（五巻5）：刊行年、原著者名とも未詳とされているが、煙草になぜ課税すべきから、諸国の課税方法、諸国の煙草税収入額、スイス煙草税額の当否、課税の方法など六八頁にわたり、広い検討を行っている。

9 税務雑編の検討

(1) 税務雑編の構成

税務雑編の五巻（四巻までで、五巻は付録（巻）となっているが、以下五巻と表示する。）が、国別の直税又は間税以外の税を税目別に並べているわけではない。土地評価の関係が第二巻に露、独、仏、白、ベルギー（マイエット氏講義筆記は、ドイツ国の地租改正問答である。）と五か国分まとめられている（計四六〇頁）。しかし、直税編中巻3の「墺国直税便覧」でも、地税等、地税大帳簿、地税の分賦等が説明されている。

なお、統計原理（一卷3）、商法会所条令や相場会社規則、官省簿記規則や会計法令布達集（四巻2、3、5、7）は、

この編にふさわしいものであろう。

これらを国別に整理すると次のようになる。

- ① 英国…税法沿革史（二巻2）、英仏独府県税、内国税表、雑税官必携・税法違反者處刑の件、大英国法令・漁業の部（三巻4、6、11、13）
- ② 米国…大蔵卿年報、租税局長報告、諸税率納期略表、各国租税抜萃書（米国関係の人頭税）、仲買人税則（三巻1、2、7、12）、内国税法の附録規則、ニューヨーク商法会所条例（四巻1、2）
- ③ 仏国…仏国租税論（一巻1）、地籍調査規則、土地所有権転移地籍台帳面改正前地租徴収法（二巻3、4）、入市税則、英仏独府県税、諸税率納期略表、間税罰則、罰金規則、各国租税抜萃書（仏国関係の分頭税、塩煙草専売等）、海上漁獵規則、河川漁獵規則（三巻3、4、8、9、10、12、14、15）、官省簿記規則、倉庫規則（四巻5、6）、仏国財政論（五巻1）
- ④ 独国…地租台帳、地図並びに帳簿改正、マイエット氏・地租改正問答、プロイセン国収税官規則（二巻2、6、7）、英仏独府県税、プロイセン国地方税法、各国租税抜萃書（プロシア国所得税及び人頭税、分頭税）（三巻4、5、12）、ウィーン府大蔵省通達、バーバリア国税法、プロシア国分等税及び分等収入税規則、プロイセン国所得税徴収法、オーストリア国租税滞納処分法（五巻2、3、4、5）
- ⑤ 露国…統計原理（二巻3）、地価評価法（二巻1）、各国租税抜萃書の分頭税（三巻12）
- ⑥ 白（ベルギー）国…地籍帳保存規則（二巻5）、会計法令布達類集（四巻7）
- ⑦ 伊（イタリア）国…各国租税抜萃書の煙草専売権の特許、分頭税（三巻12）

(2) 税務雑編の主要論文の検討

①合衆王国税法沿革史(一卷2) : 英国の消費品等の税法の沿革と消費品税、煙草及び嗅煙草税、酒精及び精酒税、葡萄酒、砂糖及び砂糖製品税、茶税、コーヒー及びチコリイ税、雜品税、麦芽麦酒及びその類似品税の九税について、一八七〇年(明治三年)に一二三〇頁を費やして、ノーブル氏が詳述した著書の翻訳である。

②米国大蔵卿年報及び米国税務局長報告(三卷1、2) : 直税編で英国の明治三年の租税局長の統計年報(上巻2)を取り上げたが、米国のそれに対応するものが、この二冊である。大蔵卿年報は、一八八四年(明治一七年)、租税局長報告は、一八七五年(明治八年)のものである。年報の方は、組織別(管税官部、法規部、蒸溜酒精部、煙草部、印税部、賦税部、計算部)に、事務成績、犯罪者告発や処罰の状況が明らかにされ、租税の収入の状況がのべられており、国の歳出予算などのことには触れていない。局長報告の方は、租税徴収方法、訴訟・調停の状況、収税官及び俸給等級のほか税率及び賦課徴収の沿革、一八七五年の税率の増加、賦税の事や、勧告すべき法律の改正、収税委員の事が述べられ、両書で一四二頁に達している。イギリスのそれとともに、わが国の税務統計年報書(明治七年創刊)の参考となっている。

③バーバリア国税法(五巻2) : これより前の明治八年九月に大蔵省が、和書上中下三冊で出版したものの再録である。この明治八年の本には大蔵省雇オーストリア国男爵シーボルト訳講、大蔵省出仕古賀保高筆次と書かれているが、明治二〇年の税務雑編附録巻には、古賀保高筆次は書かれていない。しかし、両書に全く同文の古賀保高識の次の「序」が付けられており、税法の内容は両者全く同じである。(ただし、活字の組みが、明治八年本は、二二二〇行であるが、明治二〇年本は四〇字二三行であるため、総頁数は明治八年本の四三三頁に対し、明治二〇年本は二二〇頁とほぼ半分である)

ある。⁽⁵⁾

巴華釐亞國税法序

輓近、各國ノ譯書上梓シテ世ニ行ハルモノ汗牛充棟其幾多部ナルヲ知ラズ。然リ而シテ獨リ租税ノ書ニ至テハ寥々覲ルコト稀ナリ。此時ニ當リ此書ヲ闕ク人皆以テ遺憾トス。況ヤ其官ニ立チ其職ニ從事スル者ニ於テヤ。盖シ、理財ノ運用ニ関シ人民ノ榮枯ニ係ル者、租税法ヨリ大ナルモノナク、政事ノ楨幹ト謂フベシ。今茲ニ、明治乙亥二月、保高、大藏卿ノ命ヲ承ケ、澳國男、亞歷山德、矢伊勃兒篤氏ニ就イテ巴華釐亞國租税法一篇ヲ譯シ（此原書ハ千八百六十三年「ザルツブルグ」ニ於テ刊行シタル「ストイエル・ゲセーツ」ト云ウナリ）二月ニ至リテ始テ其功ヲ竣ム。夫レ巴華釐亞ノ國タルヤ政體ノ沿革ハ我國ト稍相類似スト雖モ、税法ノ如キハ彼此同軌ニ至ラザルモノアリ、及チ其地税法ノ我地券税法ト同ジカラザル、免税、商工税ノ未ダ我ニ於テ備ワザル、家税、收入税、元金利息税ノ未ダ曾テ行ハザルガ如キ是ナリ。而シテ比書中説ク所、規則極テ公正、方法頗ル緻密殆ト備レリト謂フベシ。若シ彼ノ長ヲ取り、我ニ補フアラバ、其ノ適切ナル、恐クハ他各國ノ比ニアラザルベシ。今ヤ我國將ニ租税法ヲ变革セントス。其職ニ任ズルノ諸子、此書ニ就テ參稽セバ其裨益豈尠タト云ンヤ。保高素ヨリ彼ノ言語文字ニ嫻ハズ、故ニ、譯字ノ妥當ヲ得ズ、造語措辭ノ雅訓ヲ欠ク者アリト雖モ、唯ニ速成ヲ要スルヲ以テ、諸ヲ碩學ニ質シ、之ガ脩飾ヲナスニ暇アラザルナリ。然リト雖モ、矢伊勃兒篤氏ノ口授スルヤ、微ヲ發シ幽ヲ闡キ、旁引近喩必ズ其兩端ヲ叩テ竭ス。保高モ亦、敢テ疑ヲ遺サズ、反覆質問、其蘊奧ヲ極テ後筆ス。彼ノ原文ニ拘泥シ或ハ徒ラニ詞藻ヲ粉飾スルモノニ比スレバ、其旨趣ノ適實ナル、或ハ愈ル所ナシトセズ。看者其レ諸ヲ諒セヨ。

明治八年乙亥春

大藏省八等出仕古賀保高識

(注) 句読点、濁点は、筆者が読みやすくするために附した。

このバーバリア国税法は、次の六つの税法の条文全文の和訳を収録している。

- 第一 地税法は、一八二八年（文政一〇年）の制定で、日本の地租法に当るものである。（全文一二〇条）
- 第二 家税法は、一八二八年（文政一〇年）の制定で、日本の家屋税法に当るものである。（全文三九条）
- 第三 免税法は、一八三四年（天保四年）の制定で、日本の災害減免法に当るものである。（全文二五条）
- 第四 収入税法は、一八五六年（安政二年）の制定で、この Einkommen steuer は日本の所得税法に当るものである。（全文七二条）

第五 元金利息税法は、一八五六年（安政二年）の制定で、日本の利子税法に当るものである。（全文三四条）

第六 商工税法は、一八五六年（安政二年）の制定で、日本の營業税法に当るものである。（全文六八条。ただし、付

表が第一号（商工税等級法）、第二号（商工業税規則表）で合計八五頁も付いている。）

ここで古賀保高は、アレクサンドル・シーボルトの訳の口述筆記（筆次）であると述べている。アレクサンドル・シーボルトは、医者で日本に来た博物学者として有名なフランツ・フォン・シーボルトの長男であり、やはり同様に日本に来た外交官で、日本古代文化研究家であつたハインリッヒ・フォン・シーボルトの兄である。このバーバリア国税法を訳したのは明治八年（一八七五年）であるから、それは二九歳のときである。アレキサンドルは、一八六九

年に二三歳でオーストリア、ハンガリーの対日交渉の功勞に對し、オーストリア皇帝から男爵位を授与されている。そして、一八七〇年（明治三年）七月に日本刑部省、一八七三年（明治六年）の一月に正院出仕史官翻訳課申付となっている。

そして大蔵省では、明治八年二月正院より午後だけ大蔵省勤務となり、五月に大蔵省専属雇となり、バーバリア税法はその本の表紙に明治八年九月発行とあり、二、三月の間で筆録完成かと思われる。その後は、一八七九年ベルリン日本公使館。一九八二年井上外務卿付となっている。⁽⁶⁾

④マイエット氏の「地租改正問答」（二巻6）：ドイツ人の大蔵省の御雇外国人マイエット氏講述のプロイセンの一八六一年（文久元年）五月の「地租改正についての問答」で、明治八年九月二七日から一〇月二二日まで八回にわたって行われている。⁽⁷⁾

第一回（九月二七日）：地租改正は、土地税と家屋税があるが、今回は、土地税についてである。課税方法は、この法律で全国地税の総高を七五〇万円と定め、それを土地の純益高に應じ、各州に平等に分課し、各州総高を州内諸郡に、各郡税高を郡内市町村に、町村より各地に分課する。地租改正の純益を算出する役員は、大蔵省は大蔵卿、県庁内は最上委員、郡庁内は中央委員とする。

第二回（九月三〇日）：地租改正の純益を算出する県・郡の委員は、県委員は大抵四名以下と上等測量官とされ、委員半数は大蔵卿任命、半数は州会選出である。各郡には、課税委員を置くが、半数は県官、半数は郡内より総代を出す。これに下等測量官を付けた。この方法によって、多年の平均純益額に課するプロシア国の地税は甚だよいのである。

第三回（一〇月二日）…土地の純益計算には、土地の種類を、①畑地、②園地、③草地、④牧地、⑤耕地、⑥湖水沼地、⑦不毛地に分けて行う。

次に地味を八等に分ける。

第四回（一〇月一日）…さらにア土地の性質（土質）、イ水理又は便否、ウ水陸の運路、エ住民に関する件（市街と田野の住民の別、郡の面積に分布される每方里の住民の数、都市及び村落の数、工商業の形況、都内貧富の形況）、オ天産（鉱物、森、食獣）を考慮する。

第五回（一〇月二三日）…①租税の改租の費用、②延滞を償う費用、③検地帳等の簿冊の整理、大、小、臨時検査の費用、④土地売買、譲与に関する手数料は、僅少である。①が租額の百分の三、②と③合計で租額の百分の二を超過しえないとされ、このうち百分の一・五は積金とし、五厘を編成費、検査の費用に供し、残りがあれば、積立金に充てるとされる。積立金は、一村の土地欠損等により納付しえないとき、貧困、疾病により貢租を納めえないとき、積金に残余があるときは、風雨蝗害等により減租せざるを得ないときに用い得るとする。

第六回（一〇月二三日）…カ耕地の分割、キ耕作の状況、ク土地の貸与、売却の状況を加味して、郡課税委員は地種別、等級別の一モルゲン純益高の等級表（様式指定）を作る。また地種別収穫高の「等級度表」（様式指定）を作る。

この第六回では、質問が一〇月一日の説明と一〇月一八日の説明に対して行われている。

マイエット氏は、一八七六年（明治九年）東京医学校のドイツ語及びラテン語教師として雇用されたが、延期途中の一八七九年（明治十二年）に大蔵省に転じ、大蔵省顧問として省務及び火災保険制度を担当したとされている。

⑤露国統計原理（二巻³）と地価評定法（二巻¹）…この四編一五巻の本中で唯一、統計学を取り上げた一一八頁の

本である。第一章統計学の本義、第二章国家基礎力の起源、第三章人口を論ず、第四章人民の營業力、といった国家基礎力を目標においた統計学をロシアに学ぼうとしたものとして注目される。一八七五年（明治八年）にイワノフスキー著のペテルスブルグ刊行の書である。

地価評定法も、一八六二年（文久二年）ペテルスブルグ刊行のヤコブコンソン氏著の翻訳で八二頁に及び、①村邑地の種類（田地、圃地、草生地及び牧畜地）、②土地収入の計算（地位の査定、収入の計算）、③収入中より生ずる雜費及び差引計算、④最大利益の金額の計算と評価の慣例が、説明されている。

10 章程編の検討

(1) 章程編の構成

章程編は上下の二巻から成り立っているが、他の編と異なり、国別に構成されている。内容は、①人事（採用、配置、等級、職制、職員録等）、②組織（中央、地方）、③事務章程（租税官心得・規則）等である。

国別には、上巻が英国と米国、下巻が仏国と独国である。

内容別は次のようになっている。

①人事…英国租税官採用規則（上巻1）、仏国配置法並びに等級（下巻3）、独国官省録抄訳（大蔵省職員及びオストロプロイセン州職員）（下巻5～7）

②組織…米国マサチューセッツ州法律大全郡区法の部（上巻3）、仏国大蔵省組織及び仏国中央大蔵省組織（下巻1、2）、独国オーストリア財政官庁組織及びプロイセン大蔵省組織（下巻5、7）

③事務章程：英国歳入税及び住家税収税官心得（上巻2）、米国租税官章程及び米国租税法則提要（上巻4、5）、仏国大蔵省事務章程及び仏国徴税官職制及び事務章程（下巻1、4）、オーストリア国租税事務要覧及びプロイセン国郡収税吏事務章程並びにプロイセン租税官吏規則（下巻6、8、10）

(2) 章程編の主要論文の検討

①米国租税法則提要（上巻5）：米国の内国歳入法令実務を詳細に述べており、現在、毎年版が出版されている。
“MASTER TAX GUIDE”の前身とみられる。内地収税委員の事から始つて蒸溜酒、蒸溜所、酒精印紙に及び、煙草税について製造、包装、煙草印紙、煙草検査官に及んでいる。専売免許品税、銀行税、承継及び相続税から収税官、収税官補のことまで述べられており、二六八頁に達している。出版年、原著者は不明である。

②仏国大蔵省事務章程並びに組織（下巻2）：一八八五年（明治一五年）にパリで刊行されたジョサー氏原著の「大蔵省」の訳である。一五二頁に及ぶ大冊で、大蔵中央本省と財政官衙に分かれ、事務が課単位で細かく規定されている。

財政官衙には、直税局と登記局の二局があり、直税局には、中央本局に、第一部第一課（租税の配賦と營業税の賦課）と、第一部第二課（立法と行政争訟）がある。第二部第一課が一般の事務で、第二部第二課が地籍調査、徴税切符調成、配賦税及び確定税、不動産税、人的動産税、門窓税、營業税のこと及び確定税と比例税のことを行うこととされている。

③プロシア国租税官吏規則（下巻10）：主要というほどではないが、日本の明治・大正から戦前の昭和の官吏制度との比較で興味があるのは、プロシア国では、官吏を高等官と属官に分け採用、保証等を定めていることである。

これに対し日本では、明治二年に勅任官、奏任官、判任官の別を大政官職員令で定めているが、明治一九年の高等官官等俸給令で、高等官を勅任官、奏任官とするなどを定め、明治二三年の各省官制通則で、各省の判任官を属と呼ぶこととされた。この段階で、日本もプロイセン同様の高等官、属で同じ構成になったのである。日本は、明治二三年で高等官八、四三二人、判任官三五、三七〇人であった。日本の税務官吏は、明治二九年で、高等官一四六人、税務属は五、二〇〇人が定員とされていた。⁽⁸⁾

第二 明治三五年―大正九年の東京税務監督局の内国税彙纂

1 出版の概要

内国税彙纂とは、明治三五年から大正九年までに、東京税務監督（管理）局が約二〇年にわたり、合計八一冊を出版してきた外国税制調査半分、国内事業等の調査半分の調査研究論集（調査時報）である。

各号は、一つの報告からなるものが多いが、五つ以上の項目、続きものの一部を分割したものもある。その概況は、次の表1～表3で示すとおりである。

次に、租税関係の調査報告に限らず全部の報告のうち頁数の多いものと、含む号数の多いものを掲げてみた。編修者が力を入れた重要なものと考えたからである。（表4、5及び表6参照）

2 「内国税彙纂」の所在

内国税彙纂の第一号は、明治三五年五月二八日に、編集兼発行者東京税務管理局として発行された。そして、税務

表 1 暦年別発行数

年 次	発行数	年 次	発行数
明 35	3 号	大 元 (明治45)	2 号
36	12	2	7
37	9	3	6
38	7	4	3
39	3	5	1
40	3	6	2
41	1	7	1
42	8	8	1
43	3	9	1
44	8		
		合 計	81

(注) 内国税彙纂は、79号までが判明しているが、4号の2（明治36年）と13号の次に号外（明治36年）が発行されているので合計81冊である。これに、索引1冊を加えると82冊になる。

表 2 標題数別号数

標題数別号数分布

標題数別	1	2	3	4	5	7	計
合計号数 (数)	66	8	4	1	1	1	81
延べ件数 (件)	66	16	12	4	5	7	110

(注) 81号に延べ110件の報告等が掲載され、上欄から1号1報告書の号が66あり、1号当りの報告等が平均1.4件であることが分かる。
下欄は、報告等の合計が110であることを示す。

表 3 国別・税目別外国租税関係件数

税目別 国別	直税	所得	地租	相続他	酒税	砂糖	その他	地方税	計
フランス		3	3		2	1			9
アメリカ		1			2	3			6
ドイツ	1	3	4	1	2	1	4	1	17
イギリス		2	1	1		1		2	7
各国比較			1		1	3			5
諸 国			1			1	2	1	5
計	1	9	10	2	7	10	6	4	49

- (1) 国別にはドイツの調査・報告が17で1位であり、次いでフランス、イギリス、アメリカである。
- (2) 税目別では、地租と砂糖税が10で1位、次いで所得税、酒税である。
- (3) 総延べ件数110件のうち、外国租税関係が49件と全体の45%に当り、内国税彙纂というが、半分は外国税の翻訳調査で、明治20年の外国租税調査の続編とみることもできる。

表 4 国別・税目別外国租税関係件数比率

税目別 国別	直税	所得	地租	相続他	酒税	砂糖	その他	地方税	計
フランス		33.3	30.0		28.6	10.0			18.3
		33.3	33.3		22.2	11.1			100.0
アメリカ		11.1			28.6	30.0			12.2
		16.7			33.3	50.0			100.0
ドイツ	10.0	33.3	40.0	50.0	28.6	10.0	66.9	25.0	34.6
	5.9	17.7	23.5	5.9	11.8	5.9	23.5	5.9	100.0
イギリス		22.2	10.0	50.0		10.0		50.0	14.8
		28.5	28.5	14.3		14.3		42.9	100.0
各国比較			10.0		14.2	30.0			10.2
			20.0		20.0	60.0			100.0
諸 国			10.0			10.0	33.3	25.0	10.2
			20.0			20.0	40.0	20.0	100.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	2.0	18.4	20.4	4.1	14.3	20.4	12.2	8.2	100.0

〈注〉(1) (イ)国別では、ドイツが最大で全体の34.6%、約1/3である。

(2) 税目別では、地租関係と砂糖消費税が共に件数の20%、約1/5ずつである。

表 5 頁数の多い報告、調査等の一覧

報告、調査等	頁数	掲載号数	順位
1) 英国地方税報告 (森賢吾)	P516	第1、3、28	2
2) 仏国・田家之所有地 (ア・スーソン、小出拙蔵訳)	P169	第14、18、19	10
3) 独国・製糖調査報告 (下斗米半治)	P235	第11	7
4) 沖縄法制史 (大蔵省主税局)	P90	第8	13
5) 小笠原島調査復令書 (平野貞次、丹波鉄治)	P517	第1、4の1、48、49	1
6) 本邦地方財政	P297	第5	6
7) 塩業視察報告 (田代保)	P115	第13	12
8) 地租関係書類彙纂 (大蔵省主税局編)	P264+66	号外	5
9) フランスの租税 (小出拙蔵訳)	P198	第33	8
10) 米国租税制度	P118	第78	11
11) 各国租税制度の概要	P178	第79	9
12) 砂糖消費税に関する調査報告等	P470	第1、9、12、18、19	3
13) 酒類の検査監督 (松田健彦)	P417	第2、15、18	4

表6 発行号数の多い報告、調査等

報告、調査等	発行号数	合計号数
1 小笠原島調査復命書	第1、4の1、48、49号	4 号
2 砂糖消費税に関する調査報告等	第1、9、12、18、19号	5
3 機業沿革調査（西陣、長浜、丹後等）	第24、25、30、77号	4
4 醤油・味噌・研究報告	第38、45～47、50、53、55、56、58、61～64号	14
5 （酒類）醸造業指導に関する実績	第51、59、69、73号	4

発行号数が4号以上のものを掲げた。

監督局官制が、同年一月五日付で施行されたので、第三号から東京税務監督局発行となり、それから大正九年六月の七九号まで（四号の二、あと、明治三六年二月の号外一冊を加え）八一冊が発行されている。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾

なお、戦前の大蔵省文庫の在庫目録は、大蔵財務協会の雑誌「財政」の昭和一二年三月号から六月号までに、高楯俊大蔵省文庫長により掲げられている。これには明治三五年から明治四三年の四三号までは、発行順に全部掲げられているが、明治四四年以降は断続的である。

現在、大蔵省以外でこの内国税彙纂を集めているのは、国定国立図書館NDL-OPACに、第一号―第三一号及び索引一冊（欠があるため計二〇冊）、NACSIS-CAT子書雑情報に、一から六〇までの番号を付して、六〇冊が所在するとされ、民間では一番多い所有状況である。大学図書館は、阪大の二〇冊が多い方で、一橋大、京大、同志社大等は三～五冊程度所有している。

これらの目録等を精査して、全七九号プラス二号合計八一号と索引号の標題、出版年月、頁数を明らかにし、グループピング等の研究標題の統合、分割に努め、内容の研究を行ったのが、本稿である。

3 内国税彙纂細目録

明治三五年

- 第一号 1) 英国地方税ニ関スル報告 (一) 森賢吾復命書 P47 (一九〇二年五月) 2) 砂糖消費税法施行参考書 P29 3) 小笠原島調査復命書 第一卷 (平野与次及ビ丹波鉄弥) P154 4) 小笠原島製糖同業組合定款 P281 5) 砂糖消費税法施行方報告 P12 6) 砂糖消費税法取締要目 P10 7) 砂糖製造取引調査書 P60
- 第二号 1) 北米合衆国酒類検査監督ニ関スル調査事項 (松田健彦復命) P339 (一九〇二年十一月) 2) ドイツ会計検査官 (検査院) コンゲ氏意見書 (会計検査院法案ニ対スル意見) P8
- 第三号 英国地方財政取調復命書 (一) (森賢吾) P103 (一九〇二年十一月)

明治三六年

- 第四号ノ一 小笠原島調査復命書第二卷 (平野与次及ビ丹波鉄弥) P186 (一九〇三年)
- 第四号ノ二 1 萬国自由貿易協会調査 砂糖問題及ブリュセル會議 P20 (一九〇三年) 2 売買地ノ事 (沽券ノ問ニ対シテ言フ) P6
- 第五号 地方財政ノ現況 P297 (一九〇三年)
- 第六号 北米合衆国ニ於ケル米作ニ関スル調査報告 (森広) (農商務省商工局臨時報告転載) P59 (一九〇三年五月)
- 第七号 1) 仏国における「アルコール」呈税沿革及び現行法 P30 2) 一八八七年ニ於ケル (仏国) 元老院通常會議 同年二月七日ノ會議筆記録 衛生上、道德上、国庫ノ收入上ノ三点ヨリ研究シ「アルコール」ノ消費ニ関シ速ニ編成スルコトヲ求メラレタル報告委員会ノ名義ニテ提出セル報告書 (ポーシユ県選出元老院議員クロード

氏) P28 3) 仏国における葡萄酒産出額 P42 (一九〇三年五月)

第八号 沖繩法制史 (大蔵主税局編) P90 (一九〇三年一〇月)

第九号 1) 砂糖条約ニ関スル法案 P2 (一九〇三年一〇月) 2) 露国ニ於ケル甜菜ノ栽培及ビ砂糖業 P6

3) 仏国所得税法案批評 P4

第一〇号 1) ドイツニ於ケル電害保険問題—学理的、歴史的、批評的觀察 (ズックスオント著) P42 (一九〇三年一月) 2) 保険字彙抄録 (英ワルフオード著) P11

第一一号 ドイツ国製糖調査報告 (下斗米半治) 附自第一図至第二二図 P235 (一九〇三年一月)

第一二号 1) 仏国ア・スーソン著 小出拙藏譯 田家之所有地 第一編 P37 (一九〇三年一月) 2) 矢橋技師 建築に関する説話 P43 3) 明治三三年度 一段歩当リ国税地方税額調及納額表 P3

第一三号 塩業視察報告 (田代保) P115 (一九〇三年一月)

号 外 地租関係書類彙纂 (大蔵省主税局編) P264+66 (一九〇三年一月)

明治三十七年

第一四号 1) 豪州土地所有権法 P37 (一九〇四年二月) 2) 仏国ア・スーソン著 田家之所有地 第二、三編

P61

第一五号 ドイツニ於ケル酒精『カルテル』論 P43 (一九〇四年二月)

第一六号 仏国一般所得税法案及ビ説明書 P39 (一九〇四年二月)

第一七号 1) スウェーデン国制度 P46 (一九〇四年二月) 2) ノールウェ国制度 P54 3) デンマーク国制度

P36 4) ベルギー国制度 P54

- 第一八号 1) 仏国ア・スーソン著 田家之所有地 第四編 P47 (一九〇四年四月) 2) ドイツ外一五国 砂糖
税ニ関スル方式、税率、納期ノ件 P19 3) フランス外五国 麦酒税ニ関スル方式、税率、納期ノ件 P24
4) フランス外八国 酒精税ニ関スル方式、税率、納期ノ件 P7 5) ベルギー外四国 葡萄酒税ニ関スル方
式、税率、納期ノ件 P14

- 第一九号 1) 万国砂糖会議前後ニ於ケル砂糖ノ趨勢 P15 (一九〇四年四月) 2) 仏国ア・スーソン著 田家之
所有地 第五編 P24

第二〇号 ドイツ帝国印紙税 P37 (一九〇四年五月)

- 第二一号 1) 仏国大蔵省編纂 欧州動産財政 露西亜ノ部 P29 (一九〇四年六月) 2) 仏国現行・地籍台帳論
(一) 仏国治安裁判所判事エヌ・ジー・ピー・ヘンヌカン氏発行 P32

- 第二二号 1) 大蔵省主税局長 目賀田種太郎 欧米各国被差遣復命書 一部分 (一九〇四年) (1) P25 (2) P16
(3) P27 (4) P3 2) 仏国大蔵省編纂 欧州動産財政・仏国ノ部上 P37 3) 仏国現行・地籍台帳論 (1) 仏
国治安裁判所判事エヌ・ジー・ピー・ヘンヌカン氏発行 P30

明治三十八年

第二三号 欧米各国ニ於ケル砂糖ニ関スル制度 (一九〇五年二月)

第二四号 西陣機業沿革調査書 (一九〇五年三月)

第二五号 1) 長浜縮緬機業沿革調査書 (一九〇五年三月) 2) 丹後機業沿革調査書

第二六号 税務監督局技手佐藤保吉・韓国出張調査事項報告 (一九〇五年七月)

第二七号 1) 植民制度論 第一編 (一九〇五年七月) 2) 仏国現行・地籍台帳論 (三) 仏国治安裁判所判事エ

ヌ・ジー・ピー・ヘンヌカン氏発行 3) 仏国植民地財政制度

第二八号 英国地方財政取調復命書 (二) 〈森賢吾〉 P366 (一九〇五年一〇月)

第二九号 1) 議員外委員提出 所得税概報 (一九〇五年一〇月) 2) 仏国大蔵省編纂 欧州動産財政 仏国ノ部

下

明治三九年

第三〇号 1) 織物一班 (一九〇六年四月) 2) 絹糸鑑定法 3) 織物纖維試験方法

第三一号 米国『アルコール』税廃止法案並ニ此ニ関スル諸評論抄訳 (一九〇四〜一九〇五年) (一九〇六年六月)

第三二号 大ブリテン及ビアイルランドニ於ケル所得税摘要 (一九〇六年六月)

明治四〇年

第三三号 フランスノ租税 (小出拙藏訳) (一九〇七年七月) P198

第三四号 ドイツ帝国火酒税法規 (一九〇七年八月)

第三五号 世界各国手形印紙税 (一九〇七年二月)

明治四一年

第三六号 プロシア地方税改革始末・附プロシア地方團體公課法 P76 (一九〇八年一月)

明治四二年

第三七号 仏国焼酎蒸溜業者ノ手引 (一九〇九年三月)

第三八号 醤油ノ酵母菌類ニ関スル研究報告 第一集 (一九〇九年七月)

第三九号 一九〇九年三月一〇日仏国下院ヲ通過シタル所得税法案 (一九〇九年八月)

第四〇号 一八九一年六月公布、一九〇六年六月改正 プロシア王国所得税法 (一九〇九年八月)

第四一号 ドイツ帝国財政改革要領 付理由書 P34+24 (一九〇九年八月)

第四二号 ドイツニ於ケル土地増価税 (一九〇九年九月)

第四三号 各国租税賦課法綱要 P469 (一九〇九年九月)

第四四号 醤油ニ関スル化学的研究報告 (一九〇九年一〇月)

明治四三年

第四五号 醤油ノ酵母菌類ニ関スル研究報告 第二集 (一九一〇年)

第四六号 醤油ノ酵母菌類ニ関スル研究報告 第三集 (一九一〇年)

第四七号 醤油及ビ味噌ニ関スル研究報告 第四集 (一九一〇年一〇月)

明治四四年

第四八号 伊豆七島状況視察復命書 第三卷 (一九一一年三月)

第四九号 伊豆七島状況視察復命書 第四卷 (二号、四号の一、四八号及び四九号までの合計 P517) (一九一一年)

第五〇号 醤油及ビ味噌ニ関スル研究報告 第五集 (一九一一年)

第五一号 釀造業指導ニ関スル事蹟（二）（一九二一年六月）

第五二号 英独両国土地増価税法 274（一九二一年七月）

第五三号 醤油及ビ味噌ニ関スル研究報告 第六集（一九二一年）

第五四号 ドイツ帝国印紙税法（一九二一年二月）

第五五号 醤油及ビ味噌ニ関スル研究報告 第七集（一九二一年二月）

明治四五年

第五六号 醤油ニ関スル研究報告 第八集（一九二二年三月）

大正元年

第五七号 兵役税論（一九二二年一〇月）

大正二年

第五八号 醤油釀造関係事項及ビ味噌麹ニ関スル研究報告 第九集（一九二三年三月）

第五九号 釀造業指導ニ関スル事蹟（二）（一九二三年四月）

第六〇号 地租立法例（一九二三年五月）

第六一号 醤油ニ関スル研究報告 第十集（一九二三年五月）

第六二号 醤油ニ関スル研究報告 第十一集（一九二三年）

第六三号 醤油ニ関スル研究報告 第十二集（一九二三年二月）

第六四号 醤油ニ関スル研究報告 第十三集（一九二三年二月）

大正三年

第六五号 ドイツ帝国相続税法（一九一四年一月）

第六六号 英国相続税法概要（一九一四年一月）

第六七号 ハンガリーニ於ケル税制改革（一九一四年二月）

第六八号 セルビア国租税制度概要（一九一四年二月）

第六九号 醸造業指導ニ関ス事績（三）（一九一四年）

第七〇号 ドイツ帝国ノ臨時非常兵事税法及ビ財産増加税法（一九一四年七月）

大正四年

第七一号 ドイツノ直接税制度（一九一五年三月）

第七二号 北米合衆国所得税法——一九一三年—— P22（一九一五年五月）

第七三号 醸造業指導ニ関スル事績（四）（一九一五年）

大正五年

第七四号 英国所得税法（一九一六年九月）

大正六年

第七五号 戦前ドイツ営業者ノ租税負担ニ関スル研究（二）最近ドイツ商工業ノ発達（一九一七年八月）

第七六号 戦前ドイツ営業者ノ租税負担ニ関スル研究（二）所得税及び財産税（一九一七年八月）

大正七年

第七七号 メリヤス及ビフェルトニ関スル調査 (一九一八年一〇月)

大正八年

第七八号 米国税制度 P118 (一九一九年七月)

大正九年

第七九号 各国租税制度ノ概要 P178+付録 (一九二〇年六月)

4 内国税彙纂の検討

(1) はじめに

内国税彙纂については、明治三五年五月二八日にその第一号が出版され、その索引が明治三七年八月に出版されている。その「索引内訳」は三七六頁で、彙纂第一号から第二二号までについては、「酒類検査監督ノ部」とか、「英国地方税ノ部」とか、部分けをしてあり、同じグループに属するものは、何号かを一緒にし、又は同じ号でも内容が異なるものは、分離して別の部に含ませている。

实例を挙げると、初めの部は「砂糖消費税及砂糖に関する取調の部」である。この部には、第一号「(1)英国地方税に関する報告」を除いた第一号の(2)から(7)までが属することとされている。⁽¹⁾

第二番目の部は「砂糖条約に関する法案その他砂糖に関する部」とされ、この部に第九号の「(1)砂糖条約に関する法案」と「(2)露国に於ける甜菜の栽培及砂糖業」が含まれている。九号(3)は仏の「所得税法案」関係なので、この

部から除かれている。そしてさらに、第一八号の「(2)ドイツ外一五ヶ国砂糖税に関する方式、税率、納期の件」がこの部に含まれている。一八号の(1)は、フランスの「田家之所有地」、(3)から(5)は、麦酒税、酒精税、葡萄酒税に関する方式等で、砂糖と異なるのでこの部から除外されている。

第三番目の部は、「砂糖に関する取調書の部」であり、ここに第一一号「ドイツ国製糖調査報告」全部（三五頁に附図二二）と、第一九号「(1)万国砂糖会議前後に於ける砂糖の趨勢」が属させられている。

この様に長く引用したのは、内国税彙纂全八一冊をこの彙纂の索引のように、グループピングした形で整理して示した方が研究上適当であると考えからである。

（2）主要なグループピング項目又は重要な個別項目とその検討

①砂糖消費税と砂糖に関する調査

アグループピング：第一号(2)(3)(4)(5)(6)(7)に第四号ノ二、第九号(1)(2)、第一一号、第一八号(2)及び第一九号(1)（明治三五年～三七年）

①検討：すでにこのグループピングについては、(1)で相当述べたが、第九号(2)の「ロシアの甜菜の栽培及び砂糖業」、第二一号の「ドイツ国製糖調査報告」では、甜菜糖の農業的調査、工場概況と製糖法、精製業からわが国の甜菜糖業に関する意見、万国砂糖条約まで詳しく述べられている。

②酒類の検査監督及び指導

アグループピング：第二号（1）米国の酒類の検査監督に関する調査、(2)ドイツ会計検査院の酒類の検査監督に関する意見書）、第七号（仏国におけるアルコール課税の沿革と現行法上の問題点―衛生上、道德上、国庫の収入上の元老院會議意見）及び第

一五号（ドイツに於ける酒精カルテル論）、第一八号（3）（5）（ビール税、酒精税、葡萄酒税に関する課税方式、税率等）並びに第三一号（アルコール税廃止法案に対する書評論等）及び第三四号（ドイツ帝国酒税法）、並びに第三七号（仏国焼酎蒸溜業者の手引）まで（明治三五年～四二年）

①検討：酒税及び酒類業については、明治三二年から昭和一〇年までは少しの例外はあるが概ね酒税が地租を超え、所得税に追い越されるまで税収第一位の税であったこともあつて、よく調べられている。

③ 英国地方財政取調復命書

ア グルーピング：第一号四七頁、第二号一〇三頁、第二八号三六六頁、合計頁数は五一六頁に達する。（明治三五年～三八年）

①検討：最終復命書提出当時（明治三八年）は、司税官兼大蔵書記官であつた森賢吾氏が、明治三四年三月から翌年五月まで英国に出張したときの大蔵大臣に対する英国の地方税財政に関する報告書である。森賢吾氏は、その後、大正一〇年五月には、ロンドン駐在の財務官で、外債業務に従事され、津島寿一氏の「芳糖随想」第十一集と第十二集は「森賢吾さんのこと」上、下である。

この報告の内容は、第一編地方団体の組織権限と各団体の財政の大要、第二編地方財政、第三編地方財政と地方経済、第四編地方財政と国家経済の関係、第五編現状に対する英国経世家の意見となっている。

④ 沖縄法制度

ア グルーピング：第八号（明治三六年）九〇頁

①検討：沖縄県収税長による沖縄法制と税制の調査報告で単一であるが、沖縄法制の基本的文献として注目された

資料である。

内容は第一章から第二章までに分かれ、1 沖縄の歴史、2 官位制度、3 地方制度、4 土地制度、5 租税制度、6 民事制度、7 刑事法制、8 内法制度、9 社事制度、10 通商沿革、11 土地整理事業の影響に分けて説明されている。

⑤ 田家之所有地

ア グルーピング：第一二号(1)、第一四号(2)、第一八号(1)、第一九号(2)（明治三六年・三七年）計で一六九頁

① 検討：仏国ア・スーソン氏著の翻訳で四回に分載され、小出拙蔵氏の訳である。

内容は、(1) 国家の所有地の土地の幅員、収穫、耕作法、(2) 国家中等の所有地（中農）、大農の所有地、小農の細分割地との比較、(3) 国家所有地の負担、(4) 国家所有地の法制設計、(5) 田家の所有地の負担軽減法と、五つに区分して、中農地方地主の保存策を提案している。

⑥ 欧米各国被差遺復命書

ア グルーピング：第二二号（明治三七年）七一頁 被差遺復命書の一部とされているので、続があるのかと思つたが、大正九年の七九号までには、出されていない。目賀田主税局長は、明治三七年一〇月一八日に、若槻礼次郎主税局長に交替している。

① 検討：大蔵省主税局長目賀田種太郎の復命書は次の部分から成り立っている。① ロンドン市制摘訳、② ロンドン郡会才出とその概略、③ 地方税の負担とその負担者、④ オーストリー帝国私立商工信用社定款、⑤ 一九〇一年オーストリー国煙草専売収支計算書である。

⑦機業沿革調査

アグループピング：第二四号西陣機業、第二五号①長浜チリメン機業、②丹後機業、第三〇号①織物一班、②絹糸鑑定法、③織物纖維試験方法、第七七号メリヤス及びフェルトに関する調査。（二四号及び二五号は明治三八年、三〇号は明治三九年、第七七号は大正七年発行）

①検討：織物消費税は、明治三七年に日露戦争の戦費調達のため、毛織物に一五%の税率で創設され、明治三八年に毛織物以外に一〇%の税率で拡充された。その後、戦争終了に伴う整理で、明治四三年に税率一律一〇%とされた。大正に入ると、織物消費税は、三悪税の一つとして、廃止運動の対象となり、大正一一年に海軍軍縮に伴う減税で課税範囲が軽減され、大正一五年に綿織物消費税が廃止された。戦後、昭和二年八月の改正で物品税に統合された。この課税開始に当り、主要織物産地の織物業の実態や検査方法を調べたものである。

西陣機業は、京都市西陣地区で行われる精巧で高級な絹織物の製作で、伝統と技術が高く他の追随を許さないと言われた。

長浜チリメン機業は、滋賀県琵琶湖沿岸の長浜市で生産される縦糸によりのない絹糸、横糸によりの強い絹糸（右縫りと左縫り）で織った細いしわの多い絹織物を製造する機業である。

また、丹後機業は、京都府丹後地方で生産される事業で、他の地方のチリメンと比べてしわが細かい絹織物を作る事業である。毛織物・綿織物に比べて、絹織物は、高級少量生産で課税上も研究を要したものであろう。

⑧醤油及び味噌（酵母菌類又は味噌麹を含む。）の研究

アグループピング：第三八号、第四四号（以上明治四二年）、第四五号、第四六号、第四七号（以上、明治四三年）、第

五〇号、第五三号、第五五号（以上明治四四年）、第五六号（明治四五年）、第五八号、第六一号、第六二号、第六三号、第六四号（以上大正二年）の一四冊と最も多い研究報告のグループであり、明治四二年から大正二年の五年間にわたっている。第一集から第一三集までとされているが、細かく表記は三つに分かれているが、五つと考えて、第四四号を含む一四集からなるグループと考える方が適當であろう。表現の違う五グループとは、次のとおりである。①醤油の酵母菌類に関する研究報告（第三八号・第一集、第四五号・第二集、第四六号・第三集）、②醤油及び味噌に関する研究報告（第四七号・第四集、第五〇号・第五集、第五三号・第六集、第五五号・第七集）、③醤油に関する研究報告（第五六号・第八集、第六一号・第一〇集、第六二号・第一一集、第六三号・第一二集、第六四号・第一三集）、④醤油に関する化学的研究報告（第四四号）、⑤醤油醸造関係事項及び味噌麹に関する研究報告（第五八号・第九集）である。

①検討：醤油を中心に多くの研究報告が、明治四二年から大正二年にかけて行われているのは、明治一八年に醤油税法が制定され、明治三七年一月に日露戦争のため大幅増税され、大正一五年に社会政策の見地から悪税の一つとして廃止されるまで続いたことも一因であろう。それにしても、この時期に研究が集中しているのは、明治三七年五月に、醸造試験所が大蔵省に設けられたことも、その理由の一つであろう。次の醸造指導に関する事績とともに、この時代の特別の研究報告である。

⑨ 醸造業指導に関する事績

ア グルーピング：第五一号（明治四四年）、第五九号（大正二年）、第六九号（大正三年）、第七三号（大正四年）

① 検討：すべて酒類の醸造業についての事績が、相当詳しく記録されている。

⑩ 地租関係書類彙纂（大蔵省主税局編）

⑦グループピング：単一であるが、「明治初年以降本邦地租改正ニ関スル原議書類中其重要ナルモノヲ蒐集シ」「後日後証ノ為メ」にしようとしたもので、明治三六年一月に内国税彙纂号外として、主税局編で刊行されている。頁数264+66=330に及ぶ大冊である。最重要の資料、すなわち基本資料が集められている。⁽¹²⁾

①検討：明治初年の地租改正の研究の基本的な重要資料として今後なお研究、検討が必要である。

おわりに

本稿は、明治二〇年の主税局の外国租税論集一五巻と明治三五年～大正九年の東京税務監督局の内国税彙纂七九号までの八一冊について、その内容項目（テーマ）と原出版年、原著者（官版）、頁数の全部と、主要な論文、法令等を明らかにしようと努めた。

明治二〇年の主税局の外国租税論集については、すべてに眼をとおし、論文、法令の国別、分野別（直税、間税、税務雑、章程ごと）に、かなり詳しく分析できたが、東京税務監督局の内国税彙纂については、資料が乏しく、一号から二二号までは、詳しい「索引号（P376）」による分析ができたが、二三号から七九号までは、筆者が索引の方法を応用して研究したほか、一般的な知識によつて分析している。

また、内国税彙纂は、全容を明らかにすることに力を注ぎ、内容の研究は、筆者の専門の租税分野関係では幾分行つたが、あまり勉強したことのない、塩、煙草、砂糖、味噌、醤油、酒、織物などの分野が半分近くあり、あまり分析ができなかつたので、これからの皆様の研究に期待したい。

なお、後続の研究者に、大蔵省、国税庁（税務大学校）が戦後に租税史基本資料となる史料を非売品として、出版

しているものが相当あるので、特に紹介することとした。^{(13) (18)}

① 租税資料叢書（全十巻）

（昭和六〇年～平成九年）

② 租税史料叢書（五巻）

（平成一八年～二三年続刊中）

③ 租税史料目録（八巻）

（平成一二年～一九年続刊中）

（1）筆者が始めて明治二〇年の主税局出版の外国租税論集の直税編三巻、間税編五巻があるのを知ったのは、当時、日本大学法学部教授であった大淵利男氏の次の二つの著書を通じてであり、平成一〇年ごろであった。

① 「明治初期西欧財政学の受容過程―わが国財政学前史に関する一資料―」大淵利男 八千代出版（昭五三・五）P942

② 「明治期西欧財政学攝取史―わが国財政学前史に関する一研究―」大淵利男 八千代出版（昭五六・一一）P629

この二著は両方とも、直税編、間税編について論じられているだけで、税務雑編、章程編については、全く述べられていない。

また、現物に接したのは、税務大学校資料室であるが、注(12)の「租税史料目録明治前期編」によって、直税編下巻と間税編第五巻が資料室に所蔵されていないことを知り、補充に協力し、すでに直税編下巻は入庫、間税編五巻も入る見込みである。

（2）この論文の漢字での国名表記については、「米欧回覧実記」一九八二年、岩波書店、久米邦武編、第五冊の第八九巻ヨーロッパ政治総論一四六頁～一四八頁のフリガナ付の各国表記を主として参考とし、「御雇外国人・姓名・給料・期限・職務・一覧」明治五年（一八七二年）中外堂の末尾の人員総括二一四人の国名別一一国分のフリガナ付の表記で補足した。

(3) この明治二〇年は、わが国の所得税法が公布(同年三月一九日、同年七月一日施行)された年であるが、この年には、主税局の四編一五巻の外に民間の所得税法の法令解説書も、同年三月から八月までの間に、計三二冊が出版されている。(税務大学校論叢五一号・平成一八年六月)の鈴木芳行「所得税導入初期の執行体制」六三〇頁「明治二〇年出版の所得税マニュアル」で出版月日・編著者名・書名等と一緒に一覧表で示されている。

(4) 明治二〇年に主税局の外国租税論集四編全一五巻が出版された当時の主税局の幹部職員を参考までに掲げれば、次の通りである。原資料は、大蔵省百年史 別巻 大蔵省百年史編集室編集 大蔵財務協会発行 昭和四四年一〇月) P38, 39によらる。

主税局長	中村元雄	(明治一九・三・九ゝ同三・二六)
〃	中野健明	(明治一九・三・二六ゝ明治二一・三・五)
局次長	神鞭知常	(明治一九・三・九ゝ明治二〇・一二・二二)
調査課長	斯波有造	(明治一九・三・九ゝ明治二〇・一二・二二)
地租課長	有尾敬重	(明治一九・三・九ゝ明治二六・五・三)
酒税課長	小嶋正一	(明治一九・三・九ゝ同一・一)
〃	是恒真揖	(明治一九・一一・一ゝ明治二〇・四・一八)
印紙税課長	小山正武	(明治一九・三・九ゝ明治二三・六・二八)
雑種税課長	兵頭正懿	(明治一九・三・九ゝ明治二三・四・二)
地方税課長	小泉信吉	(明治一九・三・九ゝ明治二〇・一〇・二七)
監査課長	目賀田種太郎	(明治一九・三・九ゝ明治二〇・一二・三二)
計算課長	戸叶正明	(明治一九・三・九ゝ明治二三・四・二)
徴税費課長	鈴木米三郎	(明治一九・三・九ゝ明治二四・五・二九)
統計課長	佐伯惟馨	(明治一九・三・九ゝ明治二三・六・二八)

明治二三年六月二八日分課再編成により、ここに示した一〇課が六課(直税、間税、計算、徴税費、統計、徴収)に改めら

れた。

(5) バーバリア国税法の原本は、明治八年の大蔵省版であるが、その表紙には「大蔵省雇傭国シーボルト訳講」と「大蔵省八等出仕古賀保高筆次」が並列して著者の場所に印刷されている。これに対し明治二十年の税務雜編附録卷のこれにあたるところには「傭国シーボルト氏訳」とのみ書かれている(同書三五三頁)。そして両書とも税法の初に書かれている「バーバリア国税法序」はまったく同文のものが掲げられ「明治八年乙亥春大蔵省八等出仕古賀保高識」とされている。

(6) アレキサンダー・フォン・シーボルトの履歴、業績全般については、「来日西洋人名事典」一九八三年、日外アソシエーツ、竹内博編集、P170～171を参考とした。このシーボルトの明治三年七月一日(一八七〇年八月一日)の民部省の辞令交付から、明治八年八月一日の日本政府との五年目の契約更新の間に、明治八年一月に正院翻訳局雇になり、明治八年二月一日に、大蔵省雇(翻訳)として正午一二時より出頭となり、更に五月七日から大蔵省翻訳御用専務となった。明治一年一日在ベルリン公使館勤務となり、初めて外務省お雇外国人となったと説明されている。「お雇外国人」¹²外交」今井庄次著(昭和五〇年一〇月) 鹿島出版会P70～73)。

また、このシーボルトのみの無期・終身の特別な契約方式が、明治二八年になって、通常の期限の本契約となり、明治二九年三月から、五年ごとの雇継契約となった。(全部のお雇外国人に汎用されるようになる。)そして、シーボルトは明治四四年六五歳で突然世を去った。(上掲書P129～131、P140～142)

(7) マイエット氏のお雇外国人としての経歴、業績については、注(6)の「来日西洋人名事典」P416を参考とした。

(8) 官僚の階級と規模については、「官僚の風貌」一九九九年、中央公論新社、水谷三公著P42～43を参考とした。

(9) 内国税彙纂についての簡単な紹介は、平成一年三月一日の「税大通信」(P11)で、税務大学校史料室研究員の牛米努氏によって行われている。その時六冊の所蔵と書かれている。

しかし、現在は索引(明治三五年五月P376)、第七五号(大正七年五月P232)など一〇冊に増加している。本論文で見られるように、現在は、創刊の一号から廃刊の七九号まで、索引冊付で八二冊の調査項目、発行年月、頁数(一部不明)が明らかになった。

(10) 内国税彙纂は明治三五年に創刊されて大正九年に廃刊されたが、当時の大蔵省主税局と東京税務管理（監督）局の幹部職員を参考までに掲げれば次の通りである。原資料は、「大蔵省百年史 別巻 大蔵省百年史編集室編集 大蔵財務協会発行 昭和四四年一〇月」P40, 42, 59, 68 以下。

〈主税局関係〉

創設時	主税局長	目賀田種太郎	(明治二七・七～明治三七・一〇)
廃止時	〃	松本重威	(大正四・七～大正一二・四)
創設時	内国税課長	若槻礼次郎	(明治三〇・六～明治三七・一〇)
廃止時	国税課長	勝 正憲	(大正五・一二～大正九・四)
創設時	経理課長	松本重威	(明治三五・三～明治三八・一)
廃止時	〃	間宮修治	(大正六・九～大正一三・一〇)

〈東京税務管理（監督）局関係〉

創設時	東京税務管理局長	田中国三郎	(明治三三・七～明治三五・一〇)
廃止時	〃	監督局長 多胡敬太郎	(大正五・八～大正九・九)
〃	〃	勝 正憲	(大正九・九～大正一二・四)

(11) この砂糖消費税法については、昭和一二年と後の法律についてのものではあるが、三四八頁の松隈秀雄の講義本が財務省に所蔵されているので参考にした。その他、財務省図書館には、例えば次のような講義本一〇〇種以上が在庫している。

松隈秀雄	砂糖消費税法講義案	大蔵省	昭和一二年	P348
池田勇人	日本租税制度講義案	税務講習会	昭和一七年	322, P10
平田敬一郎	相続税法 税務講習所	昭和一七年	P284	
忠 佐市	酒類行政講義案	大蔵省税務講習会	昭和一八年	P87
村山達雄	織物消費税法	税務講習所	昭和一七年	P79

吉田信邦 建築税法講義案 大蔵省税務講習会 昭和一八年 P79

庭山慶一郎 廣告税法講義案 大蔵省税務講習会 昭和一八年 P56

(12) 「地租関係書類彙纂」は、本文で前にも述べたように「地租改正最重要の資料に属し、基本資料と言ってよい。」と評価されているが、この評価は、福島正夫「地租改正」(平成七年八月新装版、吉川弘文館)の附録「地租改正研究の資料について」P312)による。この資料が大内兵衛、土屋喬雄編の「明治前期財政経済史料集成―第七卷に、復刻収載されている。

(13) 「史料目録明治前期編」には、近世以降の史料(古文書、地券、税辞令、税務署の課税台帳等、租税法規集や取扱通達集、税法の解説書や財政学の書籍等)が、受付日付で区分して、目録化されている。なお、昭和四〇年分以後の「昭和編V」以下は、作成次第、続刊される予定である。

① 租税史料目録 近世編 平成一二年三月 P170 税務大学校租税史料室発行

② 租税史料目録 明治前期編 平成一三年三月 P296 同上

③ 租税史料目録 明治後期編 平成一四年三月 P312 同上

④ 租税史料目録 大正編 平成一五年三月 P175 同上

⑤ 租税史料目録 昭和編(I) 昭二一〇 平成一六年三月 P97 同上

⑥ 租税史料目録 昭和編(II) 昭一一二〇 平成一七年三月 P188 同上

⑦ 租税史料目録 昭和編(III) 昭二一三〇 平成一八年四月 P246 同上

⑧ 租税史料目録 昭和編(IV) 昭三一四〇 平成一九年七月 P212 同上

(14) 次の「租税史料叢書」が、続刊中である。税制のうち重要な「地租」、「所得税」、「酒税」のわが国での創設からの問題点を整理して、その時々で作成された資料が示されている基本資料集である。

「地租関係史料集Ⅰ―地租条例から宅地地価修正まで―」 税務大学校租税資料室編著 平成一八・七 P648

「地租関係史料集Ⅱ―田畑地価調査から臨時宅地賃貸価格修正まで―」 税務大学校租税資料室編著 平成一九・六 P739

「所得税関係史料集―導入から申告納税制度以前まで―」 税務大学校租税資料室編著 平成二〇・七 P712

「酒税関係史料集Ⅰ～明治時代～」 税務大学校租税資料室編著 平成二一・二二 P717

「酒税関係史料集Ⅱ～大正時代から昭和終戦直後～」 税務大学校租税資料室編著 平成二二・七 P735

- (15) 次の租税資料叢書全一〇巻が、税務大学校から、出版されている。第五巻の「雑誌『財政』総目次」には、本文一八七頁で引用した高橋俊「明治大正大蔵省刊行文献（一）～（五）（財政昭和一二二年三月～七月号）」が掲載されている。

租税史料叢書全一〇巻

第一巻 南部藩検地検見作法書 税務大学校租税資料室 昭和六〇年 P191

第二巻 明治前期国税徴収沿革 同 昭和六二年 P201

第三巻 明治前期国税徴収沿革（参考法令編） 同 昭和六二年 P366

第四巻 明治前期所得税法令類集 同 昭和六二年 P354

第五巻 雑誌『財政』総目次付執筆者別索引 同 平成二二年 P324

第六巻 関義臣文書・地租改正方法草案—明治六年地方官会同資料— 同 平成五年 P146

第七巻 国家行政機関関係法令規類集Ⅰ 同 平成六年 P345

第八巻 同上 Ⅱ 同 平成七年 P422

第九巻 同上 Ⅲ 同 平成八年 P328

第一〇巻 同上 Ⅳ 同 平成九年 P340

- (16) 税務大学校は、毎年度特別展示を行い、そのパンフレット（カラー版で二〇頁程度）を出している。

平成一八年度は「所得税の導入と調査委員制度」の六頁で、明治二〇年の「直税編上巻」の写真が掲げられている。同頁に明治四年出版の「英国賦税要覧」、明治八年出版の「バーバリア国税法」の写真も掲げられている。

平成二二年版は「酒税が国を支えた時代」だが、五頁に地租、次いで酒税、そして所得税と、国を支える税の変遷が示されている。

- (17) 税務大学校は、「租税史資料年報」を毎年度（現在平成一四年度から平成二二年度まで八冊）発行しており、毎冊二つか

三つか「研究ノート」が掲載されている。平成二二年度版には「税務署創設と所得税」(牛米努)、平成一八年度版には「所得税と調査委員制度」(堀亮二)、平成一七年度版には「所得税名考―論吉の所得、卯吉の所得税」(鈴木芳行)、平成一四年度版には「初代収税長の履歴について」(牛米努)が掲載されている。最後の論文では、明治一七年五月・六月にかけて発令された各県収税長四六名の氏名、月給、生年、属籍、前職について調べ、代官手代出身の収税長や、収税長と主税局との関係についても調べられている。

(18) 本稿作成に当っては、内国税彙纂の「索引」誌、NACSIS-CAT所蔵情報等について、税務大学校史料室の牛米努調査員に種々教示を得、また、この論文を捧げる高木勝一教授には明治二〇年の「間税編第五卷」の探查等でお世話になり、更に城西大学薬学部一年生長澤尚輝君には資料の整理、原稿のワープロ化等で大変お世話になった。ここに記して特に感謝の意を表しておきたい。

(追記)

高木勝一先生には、私が昭和五五年三月に大蔵省の役人を辞めて、日本大学国際関係学部の国際税制の教授に、同年四月になった時に静岡県三島で初めてお会いし、先生が日大法学部にお移りなるまで御一緒に勤めたのが初めてでした。同じ分野の担当であったので、三島の先生のお宅にも二度ほどお伺いした記憶があります。私が日大国際関係学部から平成二年四月に筑波大学大学院政策科学研究科企業法専攻の教授に移った後は、法学部の研究会等で、お会いしました。法学部の研究会といえば、法学部の故北野弘久教授が若い時の大親友で、昭和三〇年四月から昭和三十一年三月までの一年間は、国税庁の税務大学校高等科七期生として一緒でした。特に後期半年は北野君の強い希望で、寮も同じ部屋になり、毎晩のように、間もなく書く予定の「租税法律主義の具体的内容と展開」の内容の口述を聞いた

ものでした。

なお税務大学校高等科は当時は、新宿区若松町にありましたが、北野兄と同室だった部屋は二階で真下の部屋が寮監室で、そこに寮監として家族ぐるみで住んでおられたのが、その後、日大商学部教授になられた井上久弥先生でした。われわれの国税庁税務講習所長が国税庁調査査察部長より移って来られた忠佐市先生（その後日大商学部教授になられた。）で学部合同の商学部研究会で井上、忠両先生から何回もご指導いただきました。

また、現在、商学部教授の平野嘉秋君とは、私が税務大学校研究科、筑波大学大学院修士課程、博士課程で指導し、法学博士論文の公開審査が筑波大学で開かれた時は答弁者をつとめました。

法学部でアメリカ憲法を講じられていた阿部竹松前教授は、私の日大国際関係学部時代一〇年間の間、三島の日大寮で阿部先生の料理の腕を奮った夕食を毎食ほとんど欠かさずご馳走になり、また国際関係学部にいた期間はいろいろと教授会などでお世話になり、先生のこの「政経研究」の古希記念号第四一卷第一号（平成一六年九月）には、私の「皇国租税理念調査会小史」（P439～P496）を書かせていただきました。

法学部前教授田代有嗣先生とは、昭和四五年から四六年にかけて私が大蔵省主税局税制第三課課長補佐のときに、田代前教授が法務省民事局第二課長として、法制審議会民法部会（部会長我妻栄）で、配偶者の法定相続分の改正（一／三から一／二）によるか、相続税法の配偶者控除割合の同様の改正によるか等を議論した際に、主税局長（同会幹事）の代理として毎回出席していたので、その時の縁で、二人とも日大の教授になった記念に、平成元年に共著で P564 の「海外子会社の法律と税務」を商事法務研究会から出版しています。

経済学部では、前教授田中啓一さんは、私が主税局の係長だった昭和三五年頃に、藤田工業（？）の社長の藤田正

明さんが国会議員で、大蔵政務次官になられたときに議員秘書から同政務次官秘書官になられて、同じ大蔵省ビルの二階で二年ほど働き、政務次官室に私が大蔵省提出税法法律案、主税局の国会提出資料の説明に通った頃に親交を結び、その縁で昭和五二年頃に新設される予定の日大国際関係学部への転職をすすめられ、その後「資産政策と資産課税」（有斐閣・平成一〇年）を数人の友人と出版しています。

私と日本大学の関係を追記として誌した次第です。